

(へ)理科 實驗觀察の圖解をなさしむ、類似事項の實驗觀察をなさしむ、教師の設問に對する解答をなさしむ、豫習中に誤りたるものを補正せしむる類である。

以上は復習事項の大略を記したのであるが、斯様にして教師が日常兒童に復習せしむべき事項を綿密に調査して置いたならば、一面には復習事項中教師が兒童の傍に附添うて輔導を要する復習と、兒童の自學によりて自由に行はれ得べき復習との差別が明かになり、一面に於ては復習事項中如何なる點に最も多く力を注ぐべきかを明かにし、無用の時間との勞力とを省くことが出來て教授上多大の効果があるのである。

(3)復習の方法 是も豫習と同様に復習事項を定めても其の方法が當を得なかつた時には、その目的を達することができぬのであるから、教師は又深く此の點に關して思を致さなければならぬのである。今此等の方法に關する吾人の希望を左に述べよう。

第一は復習帖の必要である、低學年の兒童には復習事項を筆記せしむるといふ

ことは到底行はれないことであるけれども、本學年の如き上級兒童にありては左程困難といふ程でもないのである。且つ豫習の場合と同様に指示したる事項に對して、兒童努力の成果が形の上に現はるといふことは、復習の獎勵上からいうても、結果の吟味上からいうても、頗る必要なことであるから、全般の兒童に一樣に復習を課する場合には、是非とも此の復習帖を使用せしめるやうに致したいのである。

第二は復習の機會を設けることである。是も家庭に任せきりては、到底満足な効果は得られないのであるから、毎日行ふ復習は豫習と同時に之を課し、放課時間後二十分乃至一時間程教室に居残りて教師監督の下に之をなさしめるのである。此の場合にも優劣兒童の組合せにより、互に補助誘掖をなさしめること、豫習の場合と同様である。また毎學期末とか夏期冬期等長期休業中にかの復習は、一定の期日を限り、夫々適當の復習問題を課して之をなさしめるのである。第三は復習の結果を吟味することである。是も豫習と同様に一面には復習の獎勵となり、一面には教師の反省材料となるのであるから、決して輕々に之を處

理してはならぬ。其の結果は或は教授時間中の問答により、或は復習帖の檢閲により、綿密周到に之を調査し、或は賞詞を與へ、或は警戒を加へなどして、児童をして喜んで之を務むる様に仕向けねばならぬのである。

第二節 正科外の學習

兒童圖書館の利用

一 兒童圖書館の利用

正科外の自學を獎勵するにつき第一に施設計畫すべきは、兒童圖書館を設け、児童をして之を利用せしむると云ふことである。かゝる計畫は近時追々と諸方の學校に於て實施せらるゝ氣運に向つて來たが、吾人は尙進んで之が隆盛に向はんことを希望するのである。併しながら、單に圖書館を設け、無難作に各種の圖書を備付け、児童をして漫然と之を讀ましむると云ふだけでは、何等の効果もなく、却て種々の弊害を醸生するに至るのであるから、圖書館に備付くべき書籍に就ては、十分に之を精選し、且つ之を兒童の學力、年齢、嗜好等に應ずる様、各學年相當に之を分類し、更に書物の内寄に應じて之を分類し、職員中より選任せられたる圖書閱覽掛の

兒童博物館の利用

指導監督の下に之を閱覽せしむる様に致したいのである。而して閱覽に際しては、務めて亂讀粗讀の弊を避け、本學年の如き上級兒童にありては、其の讀誦學習したる要項を筆記し置かしめ、其の結果につき時々質問吟味をなし、又談話會等に發表せしむるといふことが必要である。尙圖書閱覽簿を備付け如何なる書物が最も多く兒童に愛讀せらるゝかと云ふ結果を知るとも、兒童の性質嗜好等を觀察する上に多大なる参考となるものである。

二 兒童博物館の利用

正科外の自學を獎勵するにつき、第二に施設計畫すべきことは、兒童博物館を設けて之を利用せしむるといふことである。兒童博物館といへば大層なことの様に聞えるが、實は學校が所有する器械、標本、掛圖類を開放して、兒童の自由觀覽に供するまでのことである。從來器械、標本、掛圖類は一切兒童の前に開放せられず、器械標本室の奥深く秘し置かれ、在學中僅に教授の際一度か二度、而も遠方から之を見せるといふ位に止つて、折角大金を投じて購入した器械標本類も、徒に學校の裝飾品たるに止つて、稀に參觀者に外觀を誇る材料になるか、或は塵まみれとなつて居

る位に過ぎないのである。斯る非教育的なやり方では、兒童の學習上に餘り大した利益も與へないのであるから、今後には器械標本室などいふやうな非教育的な名を廢し、之を兒童博物館と改稱し、學校所藏の器械、標本、掛圖類は一切茲に收容陳列して兒童の觀察に任せ、以て自學上に利用せしめねばならぬのである。併しながら兒童をして自由に本室に出入せしめ、手當り次第に之を使用せしめては、常に器械標本の破損を招くのみならず、兒童の知識收得上にも亦大なる利益のないことであるから、本室を開放すると同時に、相當の監督指導をしなければならぬのである。

兒童博物館に於ける監督指導の方法は、兒童圖書館に於けると同様、職員中より選任せられたる掛員之に任じ、兒童の實驗觀察を指導し、兼ねて兒童の質問に應ずる様にし、尙實驗觀察の要項は之を筆記し置かしめ、其の結果に就きて時々質問吟味をなし、又談話會等に發表せしむること恰も圖書閱覽の場合に於けると同様にするやうなことが必要である。

斯様な方針を以て兒童博物館を利用せば、兒童をして正科外に多くの知識を獲

家庭に於ける自學

得せしめらるゝのみならず、本學年の如き上級兒童に大いに豫習復習を奨励する場合に於ては、教授上にも亦得る所が多いのである。即ち教授前に實驗觀察の要項を示して兒童に豫習を命じ置けば、教授の際には單に其の結果を補正整理すればよいこととなり、且つ教授後更に器械標本に接して復習する機會を得たならば、一層確實に教授事項を領得せしめ得るのみならず、更に幾多の新事項を發見し、豫習中の誤謬等に就ても大に自覺することが出来るのである。この意味に於て兒童博物館を公開し、兒童自學の道を開くといふことは、實に有益にして且つ當面の急務であるから、當事者に對しては一日も早く之を實行せられんことを希望して止まぬのである。

三 家庭に於ける自學

正科外の自學を奨励するにつき、第三に施設計畫すべきことは、家庭に於て自學せしむるといふことである。正教科の豫習復習に就きて兒童の自學を奨励すべきことは、前既に述べた通りであるが、正教科以外に於ても、一定の少年讀物を購讀せしめ、以て自學の道を開くといふことは大に必要なることであつて、心ある家庭に

於ては、それ／＼實行して居るところである。併しながら現時我が出版界の状況は適當の少年讀物を供給すること少く、家庭に於ても父兄の教育思想に乏しき結果何の考もなく、只無暗に讀書を獎勵するといふだけに止る者が多いのであるから、學校に於ては此等家庭の少年讀物に就て詳細の調査をなし、適當と認めたる者は之を父兄に指示し、指示以外のものは學校の檢閲を経たる後でなければ一切購讀せしめない様に注意して置くことが必要である。

四 社會上の見學

正科外の自學を獎勵するにつき、第四に施設計畫すべきことは、社會上の見學といふことである。抑、吾人は現代の社會に生存し、其の社會に適應するやう、社會的行動を取らねばならぬのであるから、教育上に於ては一方に於て能く一個人としての完成を期すると同時に、他方に於ては能く現代の社會を理解し、現代の社會に順應する様の修練を積んでおかねばならぬのである。殊に本學年兒童の如きは、卒業期にも近く、やがては社會の活舞臺に出て、實地の活動を演ずるのであるから、一層其の必要の切なるを感ずるのである。併し方から社會の状態は實に千變萬

社會上の
見學

化にして、一朝一夕には容易に其の真相を解し難く、且つ實地の見學に待たなければ、逆も其の實状を知悉し難いのであるから、各學校に於ては豫め本學年の兒童に適切にして且つ理解し得らるゝ社會的事項を調査し、適當の機會を求めて之が真相を了得せしむる様の計畫をしなければならぬのである。

第四章 教授の結果

第一節 教授の回顧

一 教授回顧の必要

教授といふことは一面に於て兒童に諸種の知識技能を授け、之によりて彼等の心身を陶冶すると同時に、他面に於て又彼等が精神界の所有を豊富ならしむるために施す所の事業である。それ故に之を實施したならば、果して此等の目的が完全に到達せられたるか否かを反省することが極めて必要である。然るに従來の教授は單に教授の方法の上のみ腐心して其の結果如何を反省せず、單に教科書により教授案に委ねて豫定の仕事を豫定の時間に終れば能事終れりとして、更に其

教授回顧
の必要

の結果如何といふことには頓着せず、極めて氣樂な、併ら極めて不親切なやり方であつたのである。斯る教授の結果として兒童の實力が近來著しく低下し、社會に於ける批難攻撃の聲が漸次高まるにつれ、稍覺醒の氣運に向つては來たが、まだなかなか吾人の希望するやうな域に達してはゐないのである。論より證據之を近來各學校に行はるゝ教授批評會の實況に徴して見よ、教授者も、批評者も豫定の仕事を豫定の時間内に滞りなく進行せしめた者を教授の上乗なる者とし、其の教授の結果兒童が如何程の實力を得たかといふことに着目する者は殆ど無いといつてもよいのである。第一吾人は今日の如く教授の批評會を僅に一時間位を以て完結せしめんとするのは、抑、間違つた仕方と思ふのであつて、少くとも數時間に亘れる一定材料の教授を參觀し、更に之によりて得たる成績を検し、然る後ち教授の良否、教授者の教授力如何を批評しなければなるまいと信ずるのである。以上兒童の實力を増進せしむる上より、教授回顧の必要なる所以を述べたが、教授の回顧によりて更に大に利する所のものは、教授者が自己の教授力を増進せしむることである。蓋し教師の教授力如何は、教授の結果如何を回顧することにより

て發明工夫せらるゝものであるからである。然るに從來一般の教授を見る時は、單に方法的理論の末にのみ趨りて、少しも其の由つて來る所の原因に遡りて教授の適否如何を研究せず、爲に方法はたとひ巧妙の域に進んでも、兒童の實力は却て之に反して漸次低下の奇現象を現はし、識者をして、教授は須らく拙なるべしとまで叫ばしむるに至つたのである。是れ畢竟教授者が一般的教授法の理論にのみ拘泥して、教授の結果如何と云ふことを反省せず、従つて其の教授の兒童に對する影響如何、通有固有の缺陷如何、又兒童の能力に對する適否如何等、學級兒童に對する適確切實なる教授法が發明工夫せられないからである。殊に近來は試験制度が廢止せられて一層此の教授の回顧といふことが粗略に取扱はるゝやうになつた傾があるから、大に教師諸君の反省を促す次第である。

教授の回顧

二 教授の回顧

教授回顧の必要なることは前既に述べた通りであるが、然らば如何なる時に如何にして之を行ふべきかといふことにつき、以下少しく吾人の意見を述べよう。

(1) 毎時間の終 是は毎時間の終に於て、所定の目的に對し、又其の豫案に對し、教

毎時間の終

授の効果如何を回顧するもので、その方法としては、教授の結末を告げたる後、手工、圖畫、裁縫等の如く成績品によりて調査せらるゝものは之に依り、其の他の教科目によりては、或は口頭により或は筆頭によりて其の成績の如何を回顧するは勿論、更に次の教授時間に至りても、先づ其の初に當りて前日の教授の結果如何を吟味し、一面に於て新教材に對する教授の豫備をなすと同時に、他面に於て既授事項の兒童に對する影響如何を調査するのである。而して若し此等の調査によりて通有固有の缺陷を發見したならば、或は全體の兒童に就き或は個人に就きて教授のやり直しを行ひ其の缺陷を補充するやうにするのである。斯くすれば教授上に於て多少の時間を費し、且つ全體の教授の進行の上に影響することもあらうけれども、其の極めて有益にして教授上缺くべからざるものなることを知つたならば、たとひ教授の進歩に多少の影響を與ふることがあつても、斷然たる勇氣と決心とを以て之を決行せねばならぬのである。

(2) 毎學期末 毎時間の教授に對して、それ〴〵の目的がある豫案があると同様に、毎學期の教授に對しても亦それ〴〵の目的があり豫案があるのであるから此等の

毎學期末

目的豫案に對して教授の結果如何を回顧するといふことは、熱心なる教師の決して困却することの出来ない事柄なのである。夫故に各學期末に於て當初豫期せる目的の下に各教科目の成績を考查し、一面兒童の實力を知悉し、一面教師の反省資料に供するのである。

(3) 學年末 是は學年末に於て既往一ヶ年間に教授したる事項を回顧し、果して豫期の目的が達せられたるか否か、又果して本學年相當の實力が附與せられたるか否かを調査するので、一は自己の教授力を知り、一は將來本學年を擔當するものゝ爲に有益なる參考資料となるのであるから、教師たるものゝ當然行はねばならぬ責務なのである。それ故に其の結果は或は之を教授細目中に記入し或は之を教案の末尾に附記し、又は別に定むる教授回顧録に記載して漸次教授の改善を圖らねばならぬのである。

學年末

第二節 成績考查

一 成績考查の要項

成績考查の要項

成績考査の要項は小學校令第一條の趣旨を熟讀玩味すれば自然明瞭になるのである。即ち(一)兒童身體の發達に關する方面、即ち身體の成績、(二)道德教育及び國民教育に關する方面、即ち操行の成績、(三)知識技能に關する方面、即ち學業成績の三つになるのである。然るに従來多くの小學校に於て行はるゝ成績考査は主として知識技能の方面にのみ傾き、之に僅に操行査定を加へられたるのみであつて、右の第一要項たる身體の成績考査は全然忘れられたる如き觀があつたのである。斯くては甚だ不完全不都合なる次第であるから、今後は是非とも此の三方面に亘りて綿密詳細に考査せねばならぬのである。

(1) 身體成績 法令の規定以外に毎學期少くとも一回は一般の兒童に就きて身體検査を行ひ、其の結果に對する適當の處置を施さねばならぬのである。其他長期休業の前後に於ても、一般兒童の身體検査を行ひ、長期休業の身體發育に及ぼす影響如何と云ふことを取調べるのは、まことに有益なることである。尙各個人に就ては平素の健康状態、活動状況等兒童體質の實力如何を綿密に調査し、其の結果に就いては家庭及び學校醫と協議の上適當の處置を施し、漸次改善

身體成績

操行成績

學業成績

成績考査の方法

考査者

の方法を講ぜねばならぬのである。

(2) 操行成績 兒童の性質行爲を觀察し、その道德的價値を批判するのである。例せば父母教師に對して甚だ柔順であるとか、朋友其の他衆人に對して親切であるとか、或は正直であるとか、狡猾であるとか、其の注意、整理、勤勉、靜肅等兒童の性行に就きて、あらゆる方面に亘りて遺憾なき調査を遂げるのである。

(3) 學業成績 各教材に就き兒童が如何程の知識を得て居るか、又如何なる程度まで應用し得るかと云ふことを調査するので、課程修了を認定する上から云うても、當然行はねばならぬ事柄であるが、尙之によりて各兒童の長所短所を知り、平素の教授上多大の便益を得、併せて教師の反省資料を得るのであるから、各教科各個人に就きて精確に之を調査しおかねばならぬのである。

二 成績考査の方法

(1) 考査者 前各項に示したる成績考査は、當然直接教授の任に當る擔任教師のなすべきことであるから、擔任教師たる人が、絶えず細心の注意を以て之に當るべきは勿論であるけれども、更に學校長は其の職責上より、是非ともこれに參加

せねばならぬ責務があるのである。即ち小學校令第二十四條第二項の學年末に於ける課程の修了は、學校長に於て之を認定するのであるから、全然擔任教師に任せて學校長が盲目判を押すならばいざ知らず、苟も正當に且つ確實に之が認定を下さうと思つたならば、是非とも平素より各方面に亘りて、之が調査をなし置かねばならぬのである。其の他學校長が各學級の成績を調査し、其の長所短所に就きて各擔任教師に注意を與へるといふことは、學校統一上からいうても、又擔任教師を指導獎勵する上から云うても、頗る必要なることである。然るに從來に於ける一般小學校の成績考査は、斯る點に關して頗る冷淡であつて殆ど全部を擔任教師の獨斷に委し、學校長は何等之に關與しないといふやうな都合があつたのである。夫故に今後は斯る惡弊を矯め、是非とも兩者協力の下に正當に之が考査を行ふやうに致したいのである。

考査期

(2) 考査期

(イ) 臨時 成績考査は擔任教師のみに放任し置くべきものでなく是非とも學校長が之に参加せねばならぬとは前既に述べたところである。然らば如何

にして之を行ふかといふに、學校長は臨時各學級に臨み、各教科目に就きて簡單なる試問を課し、以て其の成績を考査し、其の結果を表示し、擔任教師に對して必要なる注意を與へるのである。斯くすれば兒童各個に就き克く其の實力を知ることが出来るばかりでなく、各學級の優劣も自然明瞭に解つて、教師及び兒童に對し、奮勵努力を促す最良の手段となるのである。夫故に學校長は單に五分か十分間位教場に臨んで授業の有様を視察するばかりでなく、時々此の臨時考査を行ふことを切望するのである。

(ロ) 平常 是は擔任教師の行ふべきもので、兒童各個に就きて、克く其の長所短所を明かにし、之によりて各個人に對する適切なる教育を施し、併せて教師自身の反省資料とするのである。夫故に十分慎重の態度を以て公平正確に考査を行ひ、成績不良の兒童に對しては、其の都度必要なる注意と指導とを與ふることを怠らぬやうに努力せねばならぬのである。

(ハ) 學期末 學業の成績は一學期間の教授事項を復習しつつ、之が考査を行ひ、身體操行の成績は一學期間の成績を綜合して其の學期間の成績を考定する

のである。而して此の場合には勿論擔任教師が之を行ふのであるけれども、校長も亦之に参加して彼此意見を交換して之を決定することが必要である。

(二) 學年末 各學期末の成績を綜合し、之を通約して決定するのである。併し此の考査は兒童の及落を判定する最も大切なる事柄であるから、擔任教師は十分慎重の態度を以て之を考査し、更に校長の意見を求めて之が認定を決するるのである。

考査法

(3) 考査法

(イ) 學業成績 學業の成績は教科目の性質により考査の方法にも亦多少の異同がある。即ち綴方、書方、圖畫、手工、裁縫の如き成績品のあるものは、之に就きて其の都度成績を考査し、之を平素成績考査簿に記入し置くのである。修身、讀方、歴史、地理、理科、唱歌、體操の如きは毎時間考査すべき二三の兒童を豫定し、之に就きて専ら注意を拂ひ、其の結果を記入し置くのである。併しながら、此の方法は教授の進行中に、而も多數の兒童を相手にしながら行ふのであるから、十分に之を盡し難い恐れがあるから、一箇月に一回位は問題を課して兒童

の筆答を試みるも宜しいのである。算術科の如きは一週一回位演算帳を差出させ之を検するのが最も適良の方法である。

(ロ) 身體成績 法令の規定に従うて行ふべき検査と、毎學期に一回一般の兒童に施行すべき身體検査とは、身長體重等専ら教師の手に於て施行することの出来るものを除き、學校醫の出校を求めて之を施行するのである。各個人の疾病、健康状態等は隨時校醫の出校を求むるか、或は兒童を校醫の宅に遣はして之が検査を施行するのである。夏期休業の前後に於ける身體検査は、或る特殊の兒童を除く外、一般の兒童に對しては體重位の検査を行ひ、之が比較増減表を作るのである。

(ハ) 操行成績 是は前既に述べた通り、兒童の性質行爲に就き絶えず綿密なる觀察をなし、苟も成績考査の資料となるべき事項は細大洩さず之を學級手帳に記入し置き、各學期末に至り之を綜合して兒童の道德的價値を評定するのである。

(ニ) 評語其の他 以上述べた兒童の成績を表示するに、甲乙丙丁、美良可否等の

評語法によるものと、十點法などの點數によるものとあるけれども、余輩の經驗によれば、甲乙丙丁の四階級の評語法によるのが最も適當であると信ずる。而して各階級に相當する成績は、甲が優等、乙が中等、丙が下等、丁が不合格となるのである。

以上成績考査の方法に就きて其の概要を述べたが、尙茲に注意すべきは、小學校令施行規則第二十三條の規定である。同規定によれば、小學校ニ於テ各學年ノ課程ヲ修了シ若クハ全教科ノ卒業ヲ認ムルニハ別ニ試験ヲ用ユルコトナク兒童平素ノ成績ヲ考査シテ之ヲ定ムベシとあるか、この法令の精神は試験の爲め過度の勉強を強ひて心身の發達を害するやうな悪弊を避け、且つ試験勉強の陋習を打破せんとの趣旨に外ならぬのであるから、成績考査に際しては飽くまでも平素の成績考査といふことを主にして、從來の試験制度の如き考査法は極排除せねばならぬのである。

及第と落第

三 及第と落第

學年末に於て兒童の進級不進級を制定するといふことは、教育上最も重大なる問

題であるから、最も慎重の態度を以て之を取扱はねばならぬのである。然るに今日の制度に於ては、此等の權能が全く學校長に附與せられてあるのであるから、學校に依つて其の方針が區々になつて居ることがある。即ち甲の學校に於ては多數の不進級者を出すに反し、乙の學校では一人の不進級者を出さないと云ふやうな奇現象を呈して居るのである。不出來の兒童を遠慮會釋なく原級に留めて置いて、どしどし教授を進行するいふことは、學級教授上寔に都合のよいこととして、學級の成績を向上せしむる上からいへば、頗る適切の方法であるが、併し一方不進級者の保護者の側から之を考察するときは、再三再四原級に留め置かれる爲め、學齡中に成規の義務教育を修了することが出來ず、學齡を超過しても猶ほ義務教育を受けしめねばならぬこととなり、他に比して過重の義務を負担するわけになるのである。學齡の到達と全時に退學せしむれば、義務教育を修了せぬことになり、國家の要求にも副はないことになるのであるから、餘り無暗に不進級者を出すこと云ふことは、最良の方法と云ふことが出來ないのである。之に反して一人の不進級者をも出さないと云ふことも、實際の場合到底有り得べからざる事實であつて、如

何に教師が熱心に努力しても、到底一般兒童と全一步調に進行することの出来ないといふ不成績の兒童は、一學級中に少くとも三四名、多ければ七八名はあるものである。若しも此等の兒童に強ひて進級せしむれば、學年が進んで課程の高くなるに應じていよゝ困難を感じ、終には何も分らず、只徒に他の兒童の接伴をして居ると云ふだけの事で、本人に取りても甚だ不幸の結果となるのである。且つ此等の兒童が學級中になれば、全然打捨てて置く譯にも行かないから、勢ひ相當の指導もし注意もしてやらねばならぬ結果、教師の骨折は非常な者で、學級の成績は却て之が爲に低下されるといふやうな不利益を來すのである。それ故に一人の不進級者をも出さないと云ふことも全然賛成の出来ない方法なのである。

然らば此等の處置は如何にすれば最も適當であるかと云ふに、吾人の希望は落第の回数を學齡に二回以内とし、それ以上は決して落第させない様に致したいのである。斯くすれば全然不进級者を出さないと云ふやうな場合に生ずる不利も幾分除去することが出来るし、落第者に於ても學齡中に臆氣ながら、一通り義務教育の課程に觸るゝことが出来るから、かたゝゝ以て甚だ穩當なる處置と信ずるのである。

ある。而して右二回の落第は成るべく一二三學年位の低學年に於て之を爲さしめ、本學年の如き高學年に於ては事情の許す限り、成るべく之を進級せしむる様に致したいのである。斯くの如くにして、學齡中に於て是非とも第六學年までの課程を一通り履ませる様に致したいと思ふ。

第三編 訓練の方面

第一章 校訓

校訓の趣旨

一 校訓の趣旨
 道德教育及び國民教育に留意して時代の要求する人物を養成するといふことは普通教育に於て最も深く力を用ひねばならぬところである。然るに現時小學教育の有様は如何であるかといふに、徒らに教授の些事末節につきて研究することにのみ殆ど全力を傾注し、この須要なる訓練方面を比較的に閑却せる觀あるは大に警醒せねばならぬことである。

そこで訓練上先づ第一に考究せねばならぬ問題は、其の地方其の學校に適應せる訓育の大綱領を定むることである。全國民に通じて施すべき訓育の大本は、長くも教育に關する勅語に於て明かに示されてあるのであるから、各學校各教師は必ず此の大方針に遵ひ奉りて遺憾なき訓育上の施設をなし、人物の陶冶に努めねば

ならぬは云ふまでもないことである。然るに其の實施の計畫を立つるに於てはその趣旨を貫徹する上より、土地の情況、地方の風俗習慣等によりて大に斟酌を要する次第である。例へば或地方に於て大に進取活動の氣象を養ふ必要あることあれば、或地方に於て特に公德の養成に力を注がねばならぬ必要あることあり、又或地方に於ては特に殖産興業の必要を説かねばならぬ等のことがあるのである。それ故によく其の土地の人情風俗習慣を察し、其の美點と缺點とを調査し、其の美點は益、これを助長すると同時に、其の缺點に對しては十分これが矯正に全力を注ぎ、以て聖旨の貫徹を圖り、小にしては其の地方に適切なる人材を養成し、大にしては國家に須要なる人物を陶冶し、益、我が國運の進歩發展を期せねばならぬのである。以上の趣旨により各學校は宜しく其の校に於ける訓育の大綱を定めねばならぬのであるが、之を實施する手段の一としては校訓を制定し、全校職員一致協力して其の實施に盡力し、以て訓育の完成を圖らねばならぬのである。

校訓の實例

二 校訓の實例

校訓の旨趣及び其の訓育上須要なることは前に述べた通りであるから、之を制定

するに當りては宜しく其の土地及び學校に於ける特殊の弊害を救済し、特長を發揮することを主眼となし、決して細目に涉らざる様にし、簡單明瞭に數箇條の大綱を制定するがよいのである。かのすべての徳目を網羅せんとし、多くの箇條を列擧して細目までをも擧示せる校訓の如きは其の價值甚だ少きものである。今此の趣旨に依りて左に校訓の一例を示さう。

- 一、強健なれ
- 二、誠實なれ
- 三、規律を守れ
- 四、辛抱強くあれ
- 五、活動進取せよ

三 校訓の取扱

校訓を制定したる以上は、之を形式的裝飾物とせず、全校の職員一致協力して之が徹底に努力し、確實なる結果を収めなくてはならぬのである。折角立派に校訓が出来て居ても、肝心の兒童が其の箇條さへ知らないと云ふ有様では、それは一種の裝飾

校訓の取扱

飾に過ぎないのであつて、何の益にも立たないのである。斯くの如き形式的校訓ならば寧ろ制定せぬ方がよいのである。依つて今次に校訓の利用徹底方法に關して必要な箇條を述べて見よう。

- 第一 修身科の教授に於ては勿論、其の他の教授に於ても苟も校訓に關聯して居る事項あるときは、必ず之に歸結せしめ、本學年の兒童にありては、校訓の中の何れに屬するかを判断せしめ、之を筆記せしめ、以て其の實行を促すやうにすることが必要である。
- 第二 毎朝朝會の際兒童をして校訓を齊唱せしめ、時としては其の一箇條につきて成るべく具體的に之を訓話し、又兒童をして話さしむることが必要である。
- 第三 之を印刷物として兒童に頒布して書齋に掲げしめ、且つ屋内體操場、兒童控所等にも之を掲げ、日夕之を誦讀せしむる様にし、知らず／＼の間に實行を促す様にするがよいのである。
- 第四 毎日授業の終りに兒童の當日なしたる一切の行動に關して、校訓に違背したることなきかを反省吟味せしむるのである。

第二章 校歌

校歌の趣旨

一 校歌の趣旨

各學校は其の學校の訓育主義を徹底する手段の一として、是非とも校歌を定め置かねばならぬのであるが、校歌は校訓の主義に適うたものでなくてはならぬことは云ふ迄もないのである。既に校訓を制定したる上は、校歌の必要なしと云ふ者あれども、校訓は多くは訓條命令的なるに反し、校歌は平易流暢の歌曲を以て快活高尚なる趣味の下に日夕之を唱へしめ、知らず／＼の間に一種の感情を誘起し、衷心より斯くあらねばならぬといふ精神を喚起せしむる等、訓育上其の効果の多きと校訓に劣らぬものであるから是非とも之を撰定せむことを奨むる次第である。

二 校歌の實例

以上の趣旨によりて校歌を撰定するのであるから、第一に其の歌曲は平易にして且つ快活優美なるを要し、決して大人の趣味又は音楽上の理論などに拘泥してはならぬのである。次に歌詞は平易なることを要し、之を歌へば直に一種の愉快と

校歌の實例

緊張の感とを與ふるものでなくてはならぬ、彼の徒らに難澁なる語句を排列し、無味乾燥なる歌ひ難き歌曲によれる校歌の如きは、徳性涵養上何等の効果をも認めないのである。今校歌の一例を左に示さう。是は東京市本郷尋常小學校の校歌であつて、歌詞が聊か六ヶ敷く、全體が少しく長い様ではあるが、校歌としては頗る立派に出來て居ると思ふから、予は喜んで茲に之を紹介するのである。

- 一 身を鍛へ體を練り 健康の民たらん 朝日にほふ櫻の如く 世界にすぐれし我が日の本の 榮を増さん大なる務 我等が肩に繋りたり
- 二 智を磨き徳備へ 善良の民たらん 石に立つ矢の眞心よりぞ つもりつもらば塵さへ高嶺 立てし心をくじかず折らず 詔勅のままにいそしまん
- 三 滴より海となる 水こそは鑑なれ 望大きく心は清く 惡しき世間の習に染まず 譽滿ちたる世界の舞臺 立ちて働く覺悟せん
- 四 争はず折れもせぬ 柳こそ鑑なれ 身はしなやかに操は固く 惡しき世間の習に染まず 光みちたる和樂の家庭 楽しく作る覺悟せん

五 末永く榮ゆべき 本郷の學び屋よ 教草をば繁らせつませ 人の道をば
知らするめぐみ こゝある日も世に出し後も 我等忘れず身にしめん

文學士 武島又次郎氏作歌

楠美恩三郎氏作曲

校歌の取扱

三 校歌の取扱

校歌も校訓と同じく之を撰定したる以上は成るべく之を機會のある毎に齊唱せしめ、以て十分に訓育上の効果を收むる様にせねばならぬのである。今之が取扱上注意すべき箇條を次に述べて見よう。

- 第一 校訓と同様に之を印刷に附して各兒童に配付し、常に之を携帯唱歌せしむること。
- 第二 校訓并に修身科に於ける教授事項との聯絡を明かにし、校歌に一種の威嚴を持たしめ、且つ一度之を唱ふれば、校訓其の他の道德的觀念をも喚起せしむる様にせねばならぬ。
- 第三 毎朝々會の際には必ず之を齊唱せしむるがよい。但し時々兒童をして

學年訓級訓の趣旨

其の意義を話さしめ、又校歌につきて必要なる訓話を施し、無意味に唱歌せしめざるやうに注意せねばならぬ。

第四 右の外始業式、終業式、運動會、學藝會等の機會に於て之を齊唱せしむること等である。

第三章 學年訓級訓

一 學年訓級訓の趣旨

土地の風俗習慣又は學校の事情等に適切なる校訓制定の必要あるが如く、同一學校内に於ても各學年各學級に於て其の年齢及び級風の異なるに従ひ、それらに適切なる學年訓または級訓を制定することは訓育上大切な事柄である。勿論同一校内に於て、同一の校訓同一の訓育要領によりて訓育を施すのであるから、其の結果の異なる筈はないわけである。けれども實際に於ては、各擔任教師の性格如何に依り、訓練の仕方によりて級風の異なるは經驗上否定すべからざる事實である。例へば活動性に富める教師の擔任せる學級は、自ら元氣充滿し、従つて兒童

は一般に運動を好むの風があるが、これに反して沈鬱なる教師の擔任せる學級は其の意氣自ら銷沈し、従つて兒童一般に柔弱なる傾があるのである。某學級は規律を重んずるの念深きも清潔の思想に乏しく、某學級は自治の精神に富むも共同一致の觀念に乏しき等、種々の美點缺點の存するものである。以上の理由により各學年各學級に於ては、擔任教師は校長并に同僚よりして、其の擔任學級に對する公正なる批評を求め、之を參酌して適當なる學年訓又は級訓を制定し、長所は益、之を發揮し、缺點は速かに之を改良し、以て級風の改善を圖り、全校同一の歩調を以て訓育を施す様にせねばならぬのである。殊に本學年の如きは、六學年と共に上級兒童として全校の模範とならねばならぬ場合が多いのであるから、此の點に於て一層の注意を要するのである。

二 學年訓級訓の實例

學年訓級訓も亦校訓と同様に、簡單明瞭に之を記述し、該學年學級に於て、尤も必要なりとする事項につき三箇條乃至五箇條を記載し、其の目的を達したる以上は、更に新たなる箇條を順次記載し、斯くて次第に級風の改善を圖り、訓育の目的を達す

學年訓級訓の實例

る様に努めねばならぬのである。今左に其の實例を示して見よう。

- 一、清潔を守れ
- 二、規律を重んぜよ
- 三、元氣よく事をなせ
- 四、相互に親切なれ
- 五、共同一致して事をなせ

三 學年訓級訓の取扱

學年訓級訓を定めたる以上は、日常必ず之を實行せしむる様に努力せねばならぬ。而して之を實行せしむる手段を次に述べよう。

- 第一、毎朝授業に先ち、教室に於て之を誦讀せしむること。
- 第二、放課後に於て當日の行動が學年訓級訓に背反せることなきかを反省せしむること。
- 第三、之を印刷に附して各兒童に配布し置くこと。
- 第四、修身教授其の他偶發事項に就き之に關聯せる事項あらば之に飯結統括

學年訓級訓の取扱

すること。

第五 教室内適當の箇所に掲示し置くこと。

第六 兒童の行爲にしてよく學年訓級訓に適ひたるものあらば、其の機を逸せず之を獎勵することに注意し、以て之が實行督勵を促すこと。

第四章 兒童心得

兒童心得の趣旨

一 兒童心得の趣旨
校訓は訓練要目を縮小して其の眼目となるべき適切なる事項を訓條的に制定したものであるが、實際に於てこれが主意を徹底せしめ、訓育の目的を達するには、校訓の主意に準據して、兒童が家庭及び學校に於て日常實踐すべき事項を細大洩さず出來得る限り具體的に列擧して之が實行を督勵せねばならぬのである。是れ兒童心得の必要なる所以である。兒童心得は學年の高下によりて其の實踐せしむべき事項に自ら多少の相違はあるけれども、要するに語句の修飾形式上の體裁などに重きを置かず、極めて平易に本學年兒童の了解し得る程度に於て、成るべく

兒童心得の實例

周到綿密に必要な事項を網羅しよく様にしなければならぬのである。

二 兒童心得の實例

以上の趣旨により制定したる本學年兒童心得の一例を示せば左の如きものである。

○兒童心得

(一) 朝

- (1) 朝は成るべく早く起き、寢具などは自ら始末すべし。
- (2) 手水をつかひ終らば、皇城、伊勢神宮の方面に向つて敬禮し且つ祖先を禮拜すべし。
- (3) 父母長上に朝の挨拶をなすべし。
- (4) 食前に拂拭、掃除等の手傳をなすべし。
- (5) 毎朝深呼吸を行ふべし。
- (6) 當日の學用品を忘れぬやう十分に用意すべし。
- (7) 始業前二十分に登校すべし。

(8) 病氣其の他の事故にて休校せんとする時は其の旨朋友に依りて届出づべし。

(9) 通學の途中行儀をよくし下級兒童をいたはるべし。

(二) 學校

(1) 學校に來らば學友に朝の挨拶をなすべし。

(2) 教師にあひたる時は朝の挨拶をなすべし。

(3) 下駄傘其の他の携帶品を所定の場所に整へ置くべし。

(4) 當番の日は教師の命を受け定まれる仕事をなし置くべし。

(5) 始業の合圖と共に速に整列すべし。

(6) 教室の出入は靜肅を旨とし元氣よく出入すべし。

(7) 遅刻したる時は教室の入口内に立ち教師の命を待つて着席すべし。

(8) 教室内にありては常に姿勢を正しくすべし。

(9) 傍視雜談を慎み一心に勉強すべし。

(10) 發言離席せんとする時は舉手して教師の許可を受くべし。

(11) 教科書學用品を大切に取扱ふべし。

(12) 机中は常によく整頓し且つ清潔にすべし。

(13) 休憩時間中は所定の場所に於て元氣よく運動すべし。

(14) 運動場に落ちたる紙屑は一定の箱に拾ひ置くべし。

(15) 幼年兒童の知らざることを教へよく之を保護すべし。

(16) 禁止せられたる事項をよく守るべし。

(17) 落し物拾ひ物は一々教師に届出づべし。

(18) 病氣又は負傷したる時は直に教師に届出づべし。

(19) 害惡を加ふるものあるも報復することなく教師に申告すべし。

(20) 便所を汚し又は開放せざる様注意すべし。

(21) 湯茶を飲む時は行儀をよくし茶碗用器を丁寧取扱ふべし。

(22) 痰唾は必ず唾壺に吐くべし。

(23) 物品の贈與を慎み貸借は教師の指圖を受くべし。

(24) 終業退散の時顔面手足の汚れたるものは之を洗ふべし。

(25) 下駄傘を出す時は先を争はざる様注意すべし。

(26) 下校の途中道草をなさず速かに帰宅すべし。

(三) 放課後

(1) 帰宅の時は直ちに父母長上に挨拶すべし。

(2) 學用品其の他の物を所定の場所に整頓し置くべし。

(3) 妄りに外出せず力めて家事を手傳ふべし。

(4) 毎日一定時間豫習復習をなすべし。

(5) 父母其の他長上を敬ひよく其の命を守るべし。

(6) 入浴理髪を怠らず力めて身體の清潔を保つべし。

(7) 自分にて成し得る事は必ず自らなすべし。

(8) 間食を慎むべし。

(9) 勝手に物品を買ふことなく必ず父母の指圖を受くべし。

(10) 無益の遊戯危險なる行動を慎むべし。

(11) 疾病負傷は明かに父母に告げその指圖を受くべし。

(12) 身體及び衣服を毀損せざる様注意すべし。

(13) 食時の前後には必ず挨拶すべし。

(14) 行儀正しく飲食し湯茶を多く飲まぬ様注意すべし。

(15) 食後には口中を嗽ぎ清潔にすべし。

(16) 食後は暫時休息したる後ち運動すべし。

(四) 夜

(1) 翌日入用の教科書學用品を整へ置くべし。

(2) 夜は成るべく早く寝に就くべし。

(3) 寝る前には飲食を慎むべし。

(4) 寝る時には父母長上に挨拶すべし。

(5) 着物、帶等は自ら片付け置くべし。

(6) 寝る時は腹巻をなすべし。

(五) 其他

(1) 道路に於ては成るべく遊ばざる様にすべし。

- (2) 途中教師知人に遇はゞ敬禮すべし。
- (3) 通行人の批評惡口を慎むべし。
- (4) 板塀などに落書をせざる様にすべし。
- (5) 公園の樹木を折り、又は公共の建物を毀損せざる様注意すべし。
- (6) 汽車電車内に於ては幼者老人に席を譲るべし。
- (7) 何事によらず他人の妨害となるべき行動を慎むべし。

兒童心得の取扱

三 兒童心得の取扱

兒童心得を制定したる以上は之を空文に終らしめず、其の實行を督勵する様にしなければならぬ。實行督勵の方法としては、第一印刷に付し小冊子となして各兒童に配付し置くこと。第二、家庭に於ても之が實行督勵を監視する様十分に打合をなし置くこと。第三、訓話の際は成るべく兒童心得を引用すべきこと。第四、毎週一回日時を定めて之を誦讀せしめ、兒童日常の行動が此の心得に背反せざるかを反省せしむる等のことと勵行して、折角制定したる兒童心得を空文に終らしむることなき様に致したいものである。

訓練要目の趣旨

第五章 訓練要目

一 訓練要目の趣旨

校訓は既に屢述べたる如く、其の土地其の學校に適切なる訓練上の大綱を訓練的に示したるもので、兒童をして日常之を服膺せしむべきものである。之と同時に一方教師の側に於ても、其の學校に於ける訓練上の要目を制定し、順次之が實行を督勵して良習慣を附與することに努めなければならぬのである。一時に多くの事項を訓示して之が實行を促すとも、決して其の目的を達し良習慣を養成することとは覺束ないのである。依つて整然たる要目を制定し、一步一步之が實行を促し、一つの良習慣を養成し得た上で、始めて次の要目に移るといふ具合にして往かねばならぬのである。又一學校としても教師の性格によりて色々相異せる各自の意見を以て勝手氣儘に訓練を施して往く様では、決して統一ある効果を收むることは出来ぬのである。縦令擔任教師が變更して校長が更迭しても、訓練の主義方針さへ確固不動のものであれば、兒童は一定の良習慣を得て其の品性を立派に

陶冶することが出来るけれども、學校として各教師を律すべき一定の綱領がなければ訓練の統一は決して望まれぬのである。即ち學校としての訓練の主義方針を要目となし、校長を始め各教師は此の要目に據りて訓練を施し、決して我儘勝手のことをせぬ様にせねばならぬのである。凡そ兒童の良習慣を養成し、第二の天性を形成するには、同一の行爲を反覆することを要するのであつて、朝令暮改の訓育では到底其の目的を達することは出来ないのである。以上の趣旨により各學校は宜しく訓練要目を制定し、全校の職員は何れも其の要目に據り、同一の主義に依りて兒童の訓育を施す様にすることが頗る肝要なのである。

二 訓練要目の實例

以上の趣旨によりて制定したる訓練要目并に其の實施要項を左に示して見よう。

○尋常第五學年訓練要目及實施要項

(一) 清潔の習慣

- (1) 身體各部を清潔ならしむること。
- (2) 教室廊下を掃除せしむること。

訓練要目の實例

- (3) 机の内外并に腰掛を拂拭せしむること。
- (4) 衣服、履物等を清潔ならしむること。
- (5) 自分の居間、机等を掃除せしむること。
- (6) 紙屑等を妄りに捨てしめざること。
- (7) 教科書、雜記帳を汚さざらしむること。
- (8) 圖書、書方等の清書を奇麗になさしむること。

(二) 整頓の習慣

- (1) 帽子、衣服、履物を正しく着用し其の整頓を正しくせしむること。
- (2) 家庭にありても學校にありても學用品、其の他の所持品を一定の場所に整頓せしめおくこと。
- (3) 机中を整頓せしむること。
- (4) 掃除用具を整頓せしむること。
- (5) 運動用具を整頓せしむること。
- (6) 机、腰掛、其の他教室内の用具を整頓せしむること。

(7) 成績品を丁寧に整頓保管せしむること。

(三) 規律の習慣

(1) 集合、解散及び教室の出入を正しくせしむること。

(2) 運動、勉強、寢起の時間を一定せしむること。

(3) 登校の時間を一定せしむること。

(4) 遅刻、缺席は必ず届出てしむること。

(5) 街路、廊下等は左側を通行せしむること。

(6) 禁止の場所へ立入らしめざること。

(7) 約束を厳守せしむること。

(四) 質素の習慣

(1) 學用品を濫費せしめず大切に取扱はしむること。

(2) 不必要の物品を購求せしめぬこと。

(3) 衣服、帽子、履物を大切にせしむること。

(4) 華美なる服装をなさしめぬこと。

(5) 遠足、修學旅行の服装、辨當を質素ならしむること。

(6) 急用其の他止むを得ざる外電車、人力車に乘らしめぬこと。

(五) 忍耐の習慣

(1) 毎日一定の課業をなさしむること。

(2) 困難なる課業に堪へしむること。

(3) 寒暑に堪へしむること。

(4) 遠足、修學旅行の際不自由を忍ばしむること。

(5) 忿怒をこらへしむること。

(六) 獨立の習慣

(1) 自分で爲し得ることは自ら處理せしむること。

(2) 自ら進んで豫習、復習をなさしむること。

(3) 命ぜられたる豫習、復習は他人の示教を受けず自ら行はしむること。

(4) 組合を設けしめ兒童をして自治的に復習、豫習せしむること。

(七) 攝生の習慣

- (1) 何れの場合にも正しき姿勢を保たしむること。
 - (2) 毎朝深呼吸を行はしむること。
 - (3) 成るべく毎朝冷水摩擦を行はしむること。
 - (4) 生水を飲ましめぬこと。
 - (5) 間食をなましめぬこと。
 - (6) 襟巻、手袋を用ひしめぬこと。
 - (7) 學校以外に於ても努めて體操をなましむること。
 - (8) 休日等には山野、海邊に運動せしむること。
- (八) 禮儀の習慣
- (1) 式場等に於ては靜肅を保たしむること。
 - (2) 多言を慎ましむること。
 - (3) 野鄙なる言語を使用せしめぬこと。
 - (4) 他人の失敗を嘲笑せしめぬこと。
 - (5) 敬禮は正しく衷心より行はしむること。

- (6) 他人の前を通る時は會釋せしむること。
- (7) 室内にては脱帽せしむること。

(九) 公共の習慣

- (1) 校内の用具、建物、樹木を毀損せしめぬこと。
- (2) 何れの場所なるを問はず、作物、墻壁、建物を毀損せしむること。
- (3) 落書せしめぬこと。
- (4) 家畜、其の他の生物を苦しめぬこと。
- (5) 道路に塵芥を捨てしめざること。
- (6) 他人の迷惑となるべき事を避けしむること。
- (7) 下級の兒童を親切に取扱はしむること。

三 訓練要目の取扱

(1) 要項の配當 前述の如く兒童の意志を陶冶して良習慣を附與するには、同一事項を反覆實行せしめねば其の目的を達することが出來ないのである。一時に多くの事項を訓示して其の實行を促すとも、訓育上には何等の効果を收むる

を得ず、全く徒勞に歸するのである。故に之を實施するに當つては、全要目を各學期各月に配當し順次に其の實行を督勵すべきである。尤も以上の要項中には、前學年に於て訓示實行したるものもあつて、最早或程度まで兒童の習慣となり、比較的多くの力を用ひなくても済むものもあるのであるから、要項を配當するに當つては宜しく其の輕重緩急を考察し、本學年に於て特に力を用ふべきものを選定し、其の要項の實施に専ら力を盡す様にせねばならぬのである。

(2) 要項實施の時機 縦令要目を配當しても、更によく其の時機を見計ひて之を訓示し以て其の實施を容易ならしめ、其の効果を收むることに注意せねばならぬのである。即ち兒童行爲の前途に着眼し、其の事の起らざる以前に於て訓話を行ひ其の實施を促すことが必要である。例へば遠足に先ちて服裝及び辨當等の質素なるべきこと、又は作物を害せざること等の注意をなし、儀式に先ちて儀式中靜肅なるべきことを訓示し、學期の始めに於て教科書、雜記帳を清潔に保つべきことを諭し、冬季に先ちて襟巻手袋を使用せざること等を訓誡すれば、其の効果は頗る多いのである。斯くの如く要目の實施につきてはよく其の時機

を察し、又一方修身教授と連絡して、生きたる訓育を積極的に施す様注意せねばならぬのである。

(3) 教師の模範 如何に立派に要目を定め、其の實行を促しても、教師の行動が兒童の模範となすに足らぬ様では、到底其の効果を擧ぐる事は出来ぬのである。此の點に於て教師は單に口舌上の訓練を施すばかりでなく、自ら進んで兒童の模範となり、其の要目に適合したる行動を直觀せしむる様にしなくてはならぬ。例へば兒童机中の整頓清潔を訓示するには、教師先づ常に教卓、其の他の整頓清潔を實施し、兒童の遅刻を矯正せんには、教師先づ早出を實行し、兒童の運動を奨勵せんには、自ら教員室に閉ぢ籠らず、先して運動場に活動する様にせねば、決して其の實績を收むることは出来ぬといふことを自覺せねばならぬのである。之を要するに訓練要目は、一要項毎に順次其の實行を督勵し、訓話は能く時機を考察して之を行ひ、一方には教師が身を以て善良なる模範を示し、且つ設備、其の他周囲の状態をして之が實施を容易ならしむる様仕向くる事が肝要なのである。

第六章 兒童自身

兒童自身の服装容儀を始め、姿勢、言語、動作等につきて、精密周到の注意を加ふることは、訓練上誠に必要なることであつて、此等の事柄を閑却して訓練を施さんと企てたならば、決して其の實績を擧げることが出来ないものである。依つて以下少しく此等の事項につきて述べよう。

服装容儀

一 服装容儀

凡そ一學校としては兒童の服装容儀に一定の標準を示し、成るべく之に據らしむることは、經濟上よりしても、はた學習上よりしても甚だ必要なことである。同一學校でありながら、筒袖の衣服を着するもの、袖ある衣服を着するもの、着袴するもの、前垂を用ふるもの等區々の服装をなさしむる時は、常に不規律なるばかりでなく、學習上にも大なる不便を來し、且つ經濟上にも甚だ宜しくないのである。男女ともに筒袖の服を着せしめ、男兒は洋服の場合には半袴を用ひしめ、男女共幼年兒童の外は成るべく着袴せしむる様にし、女兒の頭髮、男兒の帽子等も相當の標準を

定めて之に據らしむるがよいのである。

服装容儀の如何は單に學習上經濟上の問題であるばかりでなく、服装容儀の正否は、兒童の品性陶冶の上に影響し、且つ他人に對しても快不快の念を與へ、社交上にも少からぬ影響を及ぼすものであるから、相當の服装容儀を保ち禮儀に悖らぬやう注意することが頗る必要である。

今兒童の服装容儀に關して心得べき箇條を列擧して見よう。

(イ) 服装は質素はなるべきこと。兒童の服装は和洋服の何れを問はず、第一質素でなくてはならぬ。華美なる服装をなさしむることは、經濟上宜しくないばかりでなく、兒童の心情を懦弱ならしめ、品性の陶冶上甚だ憂ふべきである。式日、祭日、遠足、修學旅行等の際に於て、殊に此の點に向つて注意を怠つてはならぬのである。

(ロ) 服装は清潔なるべきこと。服装は常に清潔を保たしむることが必要である。垢のつきたる衣服を纏ひ、臭氣紛々たるが如きは、衛生上宜しくないのみならず、他人に對しても不快の念を懷かしめ、且つ禮儀に悖る譯であるから、常に洗濯に

注意せしめ、清潔を保たしむる様にしなくてはならぬのである。

(ハ) 服装容儀は端正なるべきこと。取り亂したる服装容儀は最も慎まねばならぬのである。常に襟元を正しく合せ、帯を正しく結ばしめ、洋服の場合には、ボタンをはづす様のことなく、羽織袴の紐より帽子の冠り方に至るまで、正しく容を整ふることが肝要である。

(ニ) 慶弔儀式の場合、服装前にも述べたやうに、儀式などの節にも華美なる服装をなすことを避け、清潔にして且つ禮儀に適ひたる様にせねばならぬ。葬式などに際しては目立たぬ服装をなし、また喪中の服装などには夫々一定の期間、喪章を附し、哀悼謹慎の誠意を表するやうにせねばならぬ。

(ホ) 服装容儀は毎週一回位放課後に於て檢閲を行ひ必要なる注意を與へ、其の端正なるものを獎勵し、善良なる美風を養成するやうに仕向けねばならぬのである。

姿勢

二 姿勢

邦人は一般に姿勢悪しく、其の風姿に於て歐米人に劣つて居ることは争はれぬ事

實である。是には種々の原因もあるであらうが、小學校に於て其の姿勢の保持端正に注意しなかつた事は確に主なる一原因である。

端正なる姿勢を保持することは、衛生上極めて必要なることである。所謂學校病なる脊柱の彎曲、近視眼等の不正の姿勢に原因するは勿論、内臓の疾患なども姿勢の不正、胸部の壓迫に因ることが多いのである。且つ不正なる姿勢は學習上に不便多く、整容上甚だ醜きものなれば、何れの點より考ふるも常に端正なる姿勢の保持に努力せしめねばならぬのである。今次に正しき姿勢につきて其の要項を示して見よう。是には文部省の作法要項を参照する必要がある。

(イ) 起立の姿勢 上體を眞直にして口を閉ぢ、兩足を揃へ、手は自然に垂れ、眼は前方を正視するのである。

(ロ) 腰掛の姿勢 腰を深く掛けしめ、上體は直立の姿勢と同様になし、眼は前方を正視するやうにし、足は正しく床上に揃へ、兩手は軽く握りて机の上に置かしむるのであつて、讀書の場合、書寫の場合には夫々所謂陰陽の距離を保たしめねばならぬのである。殊に算術の演算、書方、圖書の場合には一般に左肩の下らぬ様に注

意し、讀方の際には眼と本との間に適度の距離を保たしむることが必要である。
(ハ)着座の姿勢 上體を眞直に保ち、兩足の拇指を少しく重ね、兩手を膝の上に置き、眼は前方を正視するのである。

姿勢は絶えず之が矯正保持に努力しなければ、知らぬ間に不正に陥り易いものであるから注意せねばならぬ。今次に姿勢の保持矯正上注意すべき事項を示さう。
(イ)常に教室内に姿勢圖を掲げ、兒童をして知らずくの間之によらしむること。

(ロ)不正なる姿勢より來る恐ろしき學校病、其の他衛生上の關係、風姿の醜惡等につきて詳に説明し、兒童をして衷心より進んで正しき姿勢を保持せねばならぬといふ觀念を持たしむること。

(ハ)體操教授に於て授けたる姿勢を常に保持せしむること。

(ニ)姿勢矯正器械等を利用すべきこと。

三 言語

言語は思想と發表し、社交上生活上大切なるものなることは、誰もよく知つて居る

所であるが、實際に於ては發音の不十分なる爲に必要な用便を缺き、發表の野鄙なる爲に世人の嘲笑を招くことなどは往々目撃する所である。依つて今言語に關する注意の二三を左に述べて見よう。

(イ)言語は明瞭確實でなくてはならぬ。語尾の不明瞭なるは最も慎むべきことである。

(ロ)言語は野鄙ならざる様に注意せねばならぬ。如何に姿勢正しく服装容儀を整へて居ても、若し野鄙なる言語を使用する時は、直に人格を蔑視せらるゝものである。又話すべき相手によりて相當の敬語を用ふことも當然のことである。
(ハ)多辯を慎まねばならぬ。殊に女子に於てさうである。古へから言多きは品少しと云へる如く、多辯は其の品格を毀損すること多く、且つ他人の同情を失ひ、交際場裡に失敗を招くことがあるからよく注意せねばならぬのである。

(ニ)言語は正確でなければならぬ。國語教授に於て言語の發音矯正に努力しても、實地の場合に於て之が發音矯正を勵行しなくては其の効果が薄いから、若し不正なる言語を使用することあらば、直に之を尤め常に其の矯正を促さねばな

動作

らぬのである。

四 動作

敏活なる行動は日常業務の進捗上に必要なるばかりでなく、他人に快感を與へるものであるから、動作は常に活潑にして敏活ならんことを努めねばならぬ。併し飽くまでも禮儀を重んじ、疎暴野鄙に陥らぬ様の注意が肝要である。動作の疎野なるは言語の野鄙なると同じく品格を毀損するものである。行儀作法は殊に社交上最も注意すべきものであつて、優柔緩慢なる動作は他人をして不愉快ならしむるばかりでなく、意氣自ら銷沈し進取の氣象に乏しくなり、何事も機會を逸し、生活上不利益を蒙ることが多いのであるから戒まねばならぬのである。

第七章 學用品

學用品の選擇

一 學用品の選擇

兒童の學用品に關する問題は決して輕々に看過すべからざることであるにも拘はず、現時これが研究調査の未だ十分に行届いて居らず、其の選擇整理の不行届

學用品の整備

なるために濫費の弊害甚しく、父兄の負擔次第に重きを加へ、非難の聲漸く高からんとしつゝあるのは實に遺憾なることである。學用品の區々不統一なるは、實に教授上豫期する所の成績を收むることが出来なればかりでなく、訓練上に影響する所も決して少くないのである。いかに學用品を大切に久しく保存すべきやうに命令しても、其の學用品にして粗惡なものであつたならば、決して其の命令の行はるべき筈なく、かゝる場合に兒童を責むるは實に不條理なる仕方といはねばならぬのである。是れ學用品選擇の必要なる所以であつて、筆紙墨を始め、雜記帳、繪具、手工材料等に至るまで、學年相應の學用品を吟味し、成るべく之を經濟的に供給することは教授上經濟上必要なるのみならず、訓練上よりも誠に重要なことなのである。

二 學用品の整備

學校用品を選擇して品質良好にして適當なるものを經濟的に供給することの必要なることは前述の通りであるが、然らば如何にして之を統一整備せしむべきか今之に關する二三の方法について述べて見よう。

第一は校費を以て支給する方法である。一切の學用品を學校に於て選擇吟味して之を購求し、之が給與の期日と使用保存の期間とを一定して兒童各自に之を給與するのである。此の方法は校費を膨脹せしむる恐あれども學用品の統一整備上には最も便利な方法なのである。

第二には或る學用品例へば手工材料の如き統一に最も困難なるものに限り校費を以て一定の品物を購求し之を給與し、他は十分に選擇吟味した上で適當なる代價を指定しこれを一定時に購求せしめ、同一期間使用保存せしむるのである。

第三は保護者を組織し寄附金を募集して學用品の資金とし、一切の學用品を擔任教師と協議の上にて選擇吟味し、一手に購求して之を兒童各自に配付せしむるのである。

以上何れの方法によるも、其の學年に最も適應せる同一の學用品を供給し、同一期間保存使用せしむる様にせねばならのである。殊に手工材料の如きは之を兒童各自に購求せしむることは斷じてよろしくなく、又手工用具、算盤などは學

學用品の取扱

校に於て適當の品を買ひ求め置き、之を兒童に貸與する手段を取るのが最良の方法であると思ふのである。

三 學用品の取扱

學用品の使用保存に注意することは、訓育上諸種の美德を養成する機会を與ふる利多く、且つ經濟上に影響することも多いのであるから、之が取扱方に關しては十分に注意して手落のない様にすることが極めて必要である。左に之が取扱に關する主なる注意を述べよう。

第一は學用品の檢閲である。教科書は勿論、筆記帳、雜記帳、筆、墨、繪具等に至るまで、逐一定期若くは臨時に之を檢閲して、其の使用法の誤れるもの、整理の方法の悪しきもの等につき、一々親切周到なる注意を與へ、使用期限中大切に保存せしむる様にすることが肝要である。

第二は使用上の注意である。同一の學用品でもその使用法悪しき時は忽ち破損し、使用に堪へ難きに至るものである。例へば毛筆の如きは使用後よく之を洗ひ、穂先を揃へて保存し置かしむれば久しく使用に堪へ得るものである。手

工用具の如きも使用後の跡始末悪しき時は錆を生じ易いものである。其の他の學用品もよく注意して之を使用し跡始末をよくすると然らざるとによりては保存期限に影響するものなのである。次には筆記帳を整理して、秩序正しく奇麗に使用せしむることが必要であるからよく注意せねばならぬ。
第三、家庭と連絡して規定以外の學用品を供給せしめず、又給與したる學用品を濫費せぬやうに取締ることが必要である。如何に期限内に一定の物を供給するとしても、家庭に於て勝手に供給する様なことがあつては、何の詮もないことであるから、此等のことはよく家庭と打合をなし、相協力して同一歩調を以て注意することが肝要である。

第八章 通學

通學取締の必要

一 通學取締の必要

學校及び家庭に於て折角養成したる善良の習慣も、通學の途中に於て打ち壊される場合が決して少くないのである。又學校家庭に於て如何に熱心に訓誡を加へ

通學組合

言語舉動に注意しても、通學途中に於て往々其の努力を無効に終らしむる場合もあるのである。或は買食をして金錢を浪費し或は道草をして登校の時刻に後れたり、喧嘩口論をして學校を休んだり、或は農作物を荒し犬猫を虐待する等のことは、多くは通學途中に於て生ずる悪弊である。此等の悪弊を未發に防ぎ、訓育の効果を全からしむるには、是非とも通學取締の必要があるのである。

二 通學組合

通學取締の第一着手として、先づ兒童の通學區域を便宜數組合に區劃し、各組合には本學年若くは第六學年兒童中より若干の取締を選任し、通學途中一切の行動を取締らしめ、他の組合と競争して善良なる風儀を形作らしむる様にすることが必要である。若し出來得べくは各組合の監督として一名の教員が其の組合内に住居して之が監督の任に當る様にすれば、更に完全なる結果を見ることが出来るのである。

三 誘合

各組合の兒童は協力一致して毎朝最奇々に誘合をなし、一定の時刻までに一定

誘合

登校及途上の心得

の場所に集合する様定めおき、若し病氣か差支かありて缺席遅刻等を爲す場合には、便宜の方法を以て集合所の取締に届出せしめ、全員の集合を待つて登校せしむる様にするのである。

四 登校及登上の心得

組合の全児童は取締の指揮命令によりて一列又は二列に整列し、隊伍を整へて登校せしむるのである。斯くて途中買食をしたり、喧嘩口論をしたり、又は農作物を荒したり、野卑なる言語舉動をなすものなどあらば、取締よりして注意を加へしめ、特に幼年児童を親切にいたはり、進んで登校を喜ぶ様に仕向け、一方には友愛同情の美德を養成する機會を與ふる様にせねばならぬ。

斯くて始業前規定の時間に遅滞なく登校し、直に取締より擔任教員又は當直教員に届出せしめ、病氣缺席のもの遅刻のもの其の他事故あるものは同時に申出せしむる様にせねばならぬ。斯くすれば通學途中の悪弊を除去することが出来るばかりでなく、登校の時刻をも一定することが出来、訓育上得る所が極めて多いのである。

下校及途上の心得

五 下校及途上の心得

下校の際は校内一定の場所に整列せしめ、其の服装身體を檢閲し、不都合なるものは之を正さしめ、然る後ち登校の際と同時に隊伍を整へて下校せしむるのである。道草をしたり悪戯をしたりすることは、登校の際よりも寧ろ下校の際に多く見るのであるから一層の注意を要するのである。斯くて區域内一定の場所に到らば、取締の指揮命令により一同挨拶をなして解散歸宅せしむるのである。翌日登校の際に前日に於ける下校途中の事故を届出せしめ、以て訓育上の参考とするのである。尚ほ擔任教師は時々各家庭につき、歸宅時間を聞き正し、不都合なきやを確むることが必要である。

第九章 朝會晝會及夕會

一 朝會

(1) 朝會の趣旨 は訓育を主眼とし、児童の精神を修養するにあるのである。授業に先ちて児童の興奮錯雜せる思想を沈靜ならしめ、授業に適當ならしむる様

朝會の趣旨

に仕向くることは頗る肝要なることである。且つ此の朝の大切なる時間に於て、必要なる訓示告知をなし、全校訓育の方針を統一することは、朝會に於て施すべき重要事項なのである。

(2) 方法及注意

(イ) 始業前十分乃至十五分前に全校児童を校庭又は屋内體操場に集合せしむるのである。其の整列の方法は各學級縦隊に整列せしめ、出來得る限り男女別となし、身長の低きものを前方として朝會終らば、直に其の儘教室に入らしむることの出來る様にしておくのが尤も簡單で時間を要することが少いのである。集合の合圖によりて迅速に整列せしむる習慣をつけ、夫が爲め多くの時間を徒費せぬ様せねばならぬのである。

(ロ) 職員は児童と向ひ合ひ、校長を中心として男女別に左右に整列するがよいのである。職員整列すれば児童には直に氣を付けの姿勢を取らしむる様習慣をつけて置き、整列終らば全児童をして一齊に教師に向ひ敬禮せしめ、朝の挨拶をなさしむるのである。其の方法は(a)全學級の級長をして毎日交代に

一名づゝを總代として校長の前に出でしめ、職員一同に向ひて挨拶せしめ同時に全児童一般に敬禮せしむる様にするのと(b)當直教員又は児童總代の號令によりて一齊に敬禮せしむるのとこの二つの中何れによるも差支ないが、要は形式に流れず誠意より之を行はしむることが必要なのである。

(ハ) 職員児童一同宮城の方位に向つて最敬禮をなし聖壽の萬歳を奉祝せしめ、忠君愛國の精神を涵養することに努むるのである。

(ニ) 樂器に和して校歌を合唱せしめ其の趣旨を貫徹する手段たらしむるのである。但し日々無意味に合唱する様になつては何の益にも立たぬのであるから時々校歌の意味を敷衍し、又児童をして之を話さしめ誠心を籠めて合唱し、以て訓育に資するやう注意せねばならぬのである。

(ホ) 學校長は偶發の出來事其の他の要項につき誨告し、全校訓育の統一を圖らねばならぬのである。但し此の誨告訓示は決して長きに亘つてはならぬ。宜しく其の要領を話すに止め、其の後各教室に於て當該學級主任よりして該學年に相當する様敷衍して其の實行を促すがよいのである。

(へ) 朝會に於て多くの時間を費し、必要なる教授時限に影響を及ぼす様なことがあつてはならぬ。朝會終らば最後に敬禮をなさしめ、夫々受持教師に引率せられて各教室に入るのである。

晝會

二 晝會

晝會の趣旨

(1) 晝會の趣旨 食後直に運動せしむることは衛生上甚だ宜しくないから、二三十分は休息安靜の態度を保たしめ、此の時間を利用して娛樂と同時に修養をなさしむることは一舉兩得の方法である。此の趣旨によつて晝會を行ふのであつて、勿論娛樂的の修養であるから決して窮屈に束縛するやうなことがあつてはならぬのである。

方法及注意

(2) 方法及注意

(イ) 教室其の他便宜の場所に集合せしめ、何れも相當の腰掛を備へて之に倚らしめ、極めて安靜の態度を保たしめねばならぬ。
(ロ) 兒童有志の者をして壇上に登り、御伽噺の類を話さしむるか、或は數人をして對話せしむるか、又は唱歌をなさしむる等、兒童の好む所欲する所を演ぜし

夕會

夕會の趣旨

三 夕會

め、風紀に障らぬ限り、極めて自由に兒童より進んで演技を希望する様に仕向け、決して命令束縛し、不愉快に休憩時間を消費せしむる様なことがあつてはならぬのである。

(ハ) 受持教師又は食事當番に於て之を監督し、時としては教師の側よりも愉快なる御伽噺、探検談、傳記、物語等を聞かしむるがよいのである。

(1) 夕會の趣旨 毎日放課後三十分乃至一時間を限りて行ふ會合であつて、主として兒童の身體を鍛鍊し、以て一日中の疲勞を回復せしめ、更に明日の活動に資せしむるのである。

(2) 方法

(イ) 全校兒童を集めて一時に行ふことは到底不可能のことであるから、便宜全兒童を二組或は三組に分ち、別々に運動遊戯を行はしむるのである。

(ロ) 放課後の合圖によりて一定の場所に集合せしめ、「フットボール」網引其の他成るべく共同的の運動遊戯を力を籠めて十分愉快に行はしめ、教師も兒童と

共に元氣よく運動し獎勵するやうにすることを努めねばならぬ。

(ハ) 終了後は通學の條下に述べたと同じき檢閲を行ひ、規定の通り下校歸宅せしむるのであるから、あまり時間の長引かぬ様に注意せねばならぬ。

第十章 教室

教室の出入

一 教室の出入

余輩は小學校を觀察する際に、先づ兒童が教室に出入する状態を視察して、其の學校の訓練状態の如何を推測することが屢ある。教室の出入が一般に隊伍整齊として規律嚴正なる學校は、多くは訓練の行届けるものである。實に教室の出入は嚴肅にして規律正しくせねばならぬことはいふまでもなく、教室の出入は一々教師の許可を受けしめ、苟も濫りにせしめてはならぬ。教室の出入不規律なる時は教室に入りたる後も亦不規律であつて、私語するもの側視するもの等があつて、規定の姿勢を保つことが出來ず、容易に教授に着手することが出來ぬ便があるのである。教授時間を經濟的ならしめ、教授の効果を全からしむる第一歩としては、教

室の出入を靜肅嚴格になさしむることが肝要であると云はねばならぬ。次に教室へ勝手に出入せしむる時は、物品の紛失、教具の破損、不整頓等種々の弊害を生ずるものであるから、其の出入は一々教師の許可を受けしむる様にせねばならぬ。當番勤務其の他止むことを得ざる用事あるものの外、一切教室に立入らせてはならぬのである。

本學年の兒童にあつては、始業の合圖によつて成るべく速かに所定の場所に整列せしめ、級長の號令によりて直に其の列を整へ、氣を付けの姿勢を保たしむべきであつて成るべく速かに整頓を了へしめ、級長は列の先頭に副級長は最後に立ちて歩調を整へ規律正しく教室に入らしめ、授業終了すれば隊伍整々教室を出てしめ、級長の號令によりて所定の場所に整列し一定の敬禮をなさしめ解散せしむるのである。

二 教室内の心得

(1) 敬禮 毎時間授業の始終には級長の號令によりて、必ず教師に向つて敬禮せしめねばならぬ。是れ教師に對する尊敬の念を高めしめ、教室内の威嚴を示す

教室内の
心得
敬禮

姿勢

着席離席

ものであつて、訓練上等閑に附す可らざるとである。其の他教壇上に出て、板書、談話、讀書せしむる場合にも、一々敬禮挨拶せしむるは修禮上必要などである。

(2) 姿勢 姿勢につきては是まで屢述べて來たのであるが、教室内に於ける姿勢は養護の方面より見ても教授の方より見ても、實に忽にすることの出來ぬ大切なる事であるが、訓練上より見ても姿勢の良否は精神的陶冶の上に、少からぬ影響を及ぼすものであつて、先づ形を正して後ち心を正すべきものであるから、之が矯正に努力して正しき姿勢を保持せしむる様に注意せねばならぬのである。

(3) 着席離席 兒童の質疑應答の簡單なるものはすべて着席の儘にてなさしめ、稍長きに亘るもの又は讀書の場合には机側に正しく起立せしむる等、豫め兒童と約束をなし規律正しくせしめねばならぬ。又離席に就ては使用其の他特別の場合を除く外の日常定りたる事をなす爲の離席は本學年の程度にありては、一々教師の許可を受けしめない方が却つて宜しいのである。すべて此等の作法は區々に流れない様に豫め規定を設けておいて之に據らしむる様にせねば

發言及舉手

壇上出演

遅刻早退

ならぬのである。

(4) 發言及舉手 教室内の靜肅並に秩序を維持する爲に、凡て兒童の發言せんとする時には舉手せしめて教師の許可を受けしむるがよい。而して舉手發言とともに明確敏活になさしむる様注意せねばならぬ。賛否を示す爲の舉手には雷同的のものが多から、此の邊にもよく注意して他に惑はされず、自己の思想を明確に發表せしむる様にすることは訓練上誠に必要なことである。

(5) 壇上出演 教壇上に出て、板書、談話、讀書せしむる場合には、教師の命によりて躊躇せず直に壇上に出て立つ習慣を養成し、一たび壇上に立つや、臆せず屈せず沈着事に當り、所信を發表する美風を養成することに努めねばならぬ。出演の前後に挨拶をなさしむることは既に述べた通りである。

(6) 遅刻早退 教室内に於ては靜肅を保ち、兒童の注意を亂さざる様注意せねばならぬ。故に遅刻せし兒童は教室の入口に立ちて靜に授業を傍聴せしめ、教授の一段落がつかれたる時に於て、其の理由を聞き糺し着席せしむる様にすることがよいのである。早退の場合にも又同様に、成るべく他の兒童の注意を亂さざるや

う氣を付けることが肝要である。

(7) 整頓 毎朝當番兒童をして机腰掛の配置を正さしめ、一たび教室に入る時は、規律整然別天地に入るの感あらしむる様にせねばならぬ。机中に於ける學用品の整頓は勿論、教授中學用品の配列等に關してすべて整頓秩序を保たしむることが必要である。

教授と訓練

三 教授と訓練

通常の技能を有する教師にして、同一兒童を持上りに三四ヶ年引續き擔任したならば、次第に教室内に於ける管理訓練に努力を要することが少くなり、従つて教授の方面に多くの力を注ぐことが出來て、良好の結果を得ることは経験家の熟知する所である。是れ教授訓練の離るべからざる關係を證するものであつて、訓育の十分に行届ける兒童の教授は進捗し易く、其の効果の着々と現はるゝものなるに反し、訓育不十分なる學級の教授は管理訓練の方面に大部分の力を殺がれ、常に教授時間に不足を來し、豫定の進行をなすことが出來ないことが多いのである。併し前段に述べた所の教室内に於ける心得が十分徹底し、兒童の常習となり、終始一

貫繼續する様に仕向くれば、教授は愉快に且有効に進むとが出来るのである。

教室内の訓練は斯くの如く必要なものであるから、常に其の規律と秩序との維持に努め、苟も之を亂すものあらば毫も寛假してはならぬのである。さて又一方より考ふれば折角養成したる教室内の良習慣も、教授の準備の不行届の爲め又は教材研究の不十分の爲め、換言すれば教授の拙劣なるが爲に之を打破らるゝことが屢あるのである。例へば教具の準備不十分にして、教授時間の半ばに教室外に出て、五分も十分も時間を徒費せしめ、其の間に不都合を生ずることがあるのはよく見る所の現象である。又教材の研究が不十分であつて間違つた事實を教へたり無趣味の教授をしたりして、教師の信用を墜し教室の喧噪を來たして、折角の良習を破壊することも往々見受くる所である。斯くの如く教授と訓練とは密接の關係を有するものであるから、よく兩方面につきて十分遺算なき様注意し、教授訓練相待つて完全なる効果を擧ぐる様努力せねばならぬのである。

第十一章 運動場

運動場の
状況

一 運動場の状況

運動場の設備整理が兒童教養上重大なる關係あること及び其の整理の方法については既に管理篇に於て述べた所であるが、茲には専ら運動場と訓練との關係について述べて見よう。

兒童の心性を高尙閑雅ならしめ、清潔整頓規律等の良習慣を養成するには、兒童周囲の状態を整理して之に適應せしむることが極めて必要である。此の意味に於て運動場の整理は訓練上重要な地位を占むるのである。然るに今日一般小學校の運動場は果してよく此の趣旨に適合して居るであらうか。竹片木屑又は紙屑が散亂して居ても之を收拾せず、木柵運動機械等の破損せるものあるも之を修理せず、庭園には雜草生ひ茂り、泉水には汚水を湛へて居ると云ふ有様では、如何に口先ばかりで整頓、清潔、規律等を喧ましく云うても、決して満足なる結果を見ることは出来ないのである。

運動場整理の方面に於て、斯くの如き缺陷あると同時に、兒童に對しても亦運動場に於ける訓練を閑却して居る教師が多いのである。教室は教授を主とするなら

ば運動場は實に訓練を行ふ適當の場所といつてよいのである。校訓とか校歌とか兒童心得とかいふものゝ實行を督勵する機會の多いのは教室内よりも實に運動場にあるのである。然るに一般小學校の有様を見るに、休憩時間中教師の運動場にあつて指導監督するもの少く、兒童のなすが儘に放任し、訓練上の好機會を逸することの少くないのは實に遺憾の極みである。

一般運動場に於ける状況は前に述べた通りで、随分形式上の施設は立派に出來て居ても、さて之を實行する段になると等閑に附して居る向が多く、折角の施設も少しも其の効果を認められないのである。今日の急務は實に其の整理の實行を督勵するにあるのである。

運動場と
訓練

二 運動場と訓練

今運動の訓練につきて其の方法並に重なる注意を述べて見よう。

(1) 運動場の看護 運動場の看護は全職員之に當らねばならぬ。四百人五百人もある兒童に對して一人や二人の職員では決して看護の行届くものでないのである。教授の準備を口實とし成績の調査を遁辭として教員室に引籠り居る

運動場の
看護

兒童週番

様では決して十分なる看護をなし、効果ある訓練を施すことは出来ないのである。教授の準備成績の調査は宜しく放課後に之を整理し、教授時間中の休憩時間には進んで兒童の伴侶となり監督者とならねばならぬのである。

觀察指導

(2) 兒童週番 全職員の看護の外本學年及六學年中より毎週週番を選任し、校庭の清潔整頓及幼年兒童の保護指導をなさしむがよいのである。是は一方上級兒童としての責任を自覺せしめ、他方教師の補助とならしむるのであつて、其効果は著しいものがあるのである。週番兒童には一定の徽章を付し、一見他兒童の目につく様にするがよいのである。併し週番兒童のみに任せて教師の總看護を勵行しない様では甚だ宜しくないからよく注意せねばならぬのである。

(3) 觀察指導 兒童は運動場に於て最も眞率に、極めて天真爛漫に其の個性を發揮するものであるから、看護の際よく其の行動を個人的に觀察し、之を觀察簿に記入し、訓練上の参考資料とするがよいのである。又常に運動場に於ける一般の行動につき禁止を要する事項、獎勵を加ふべき事項を觀察し、之を看護日誌に記入し、訓話の材料に供するがよいのである。斯くして常に之が指導監督を忽

運動の獎勵

にせず、善事を積極的に獎勵し、惡事を未發に防ぐことは看護の要訣なのである。(4) 運動の獎勵 運動場の看護について今一つ希望して置きたい事は運動の獎勵である。兒童の中には運動を好まずしてまゝ、校庭の一隅に悄然として居て居るものがあるのであるが、かかる兒童に對しては極力運動の獎勵を努め、快活に運動遊戯を行ふやう仕向けねばならぬは勿論、其の他一般の兒童に對しても、教師率先して本學年相當の運動遊戯を獎勵することに努力せねばならぬのである。勇將の下に弱卒なく運動を好む快活の教師の下に沈鬱なる兒童の少きは經驗上明かなる所なのである。

第十二章 學校生活

一 學校生活

學校生活とは兒童が校門を入りてより家庭に歸る迄の間に於て、教授養護及び訓練を受ける爲に教師并に學友と共同生活を行ふことをいふのである。今日の學校生活を順次に述べて見よう。

學校生活

先づ毎朝兒童が規定の時間までに登校すれば茲に學校生活は始まるのである。携帶品を一定の場所に置き、下駄傘を整頓し、學女教師に朝の挨拶をなし、當番及び級長等はそれ／＼所定の勤務をし、然る後ち教師監督の下に自由に運動遊戯をなさしむべきである。始業準備の合圖を聞いたならば速かに所定の場所に整列し、朝會を終りて教室に入り一定の課業を受くるのである。授業中は教室内の作法をよく守り専心課業に従事し、終業の合圖によりて速かに學習用具を片付け、次の學習の準備をなし教室を出でて所定の場所に整列し靜かに解散せしめ運動遊戯をなさしむるのである。毎時斯くの如くにして晝食時に至らば歸宅する兒童は一定の場所に整列して靜かに校門を出てしめ、辨當持參の兒童は一定の室に於て擔任教師と共に愉快に會食し、食事終らば娛樂的晝會を催し、一定時の後ち自由に運動遊戯せしむるのである。午後も亦斯くの如くして一日の課業を終つたならば、職員兒童共に夕會の運動を催し、夕會後は一定の檢閲をなし、規定の通り歸宅せしめ、茲に一日の學校生活を終るのである。以上は通常一日學校生活の梗概であるが、此の外諸種の會合、儀式、遠足、修學旅行等は、今日何れの學校に於ても行はれて

居るのであるが、此等は前章に既に之を述べたから茲には之を略して置く。學校生活は斯の如くにして一方兒童に知識を附與し、身體を鍛鍊し、一方訓育を施して品性を陶冶し、他日日本國民として社會に活動する基礎を作るのであるから、教師諸君はよく此の間に於て常に知識の教授のみを以て満足せず、微細の點に至るまでよく之に注意し、訓練上の好機會を逸せぬ様に注意せねばならぬのである。

二 學校に於ける訓練

學校生活は以上述べた通りであるが、以下此の間學校に於ける訓練上の注意につき少しく述べて見よう。

第一、訓練の方法は自由主義によるか干涉主義によるかは、從來何れの學校に於てもよく論ぜられた所であるが、何事をもなすが儘に放任して少しも檢束を加へぬ自由主義の非なると同時に、一々微細の點にまで兒童の行動に干涉することも宜しくないのである。殊に本學年兒童の如き既に四箇年間の學校生活を經驗して來たものにあつては、幾分か兒童に責任を自覺せしめ、其の自由を許すことは訓練上策の得たものといつてよいのである。さりとして少しでも寛大に

失すれば兒童は兎角放縱に流れ易いものであるから、縦令上級兒童といへども、或る程度までは厳しく檢束を加へ、決して其の矩を越えしめぬ様に注意し、若し不都合の點あらば容赦なく訓誡處罰して其の禍を蔓延せぬやうに注意せねばならぬのである。

第二、實行の機會を多く與ふることである。學校生活は前にも述べた通り、單に知識の教授を以て満足すべきものでなく、訓練の目的を十分貫徹する爲に、成るべく實行の機會を多く與ふる様にせねばならぬのである。實行の機會とは運動場の看護、遠足、修學旅行の實行、諸種の會合儀式の舉行、兒童作業の監視等を含むのであつて、此等の仕事は何れも兒童の意志を訓練する上に必要缺くべからざる事なのである。

第三、教師が模範を示して其の實行を督勵することである。如何に訓練上の主義を立て實行の機會を與へても、教師が先づ善良の模範となり、兒童をして之を模倣せしめ、以て其の實行を督勵する位でなければ効果が少いのである。實に百の訓話は一の模範に及ばぬ場合が多いのであつて、如何に兒童に運動を獎勵

しても教師が教員室にばかり引籠つて居る様では到底其の目的を達することは覺束ないのである。華美を戒飭しても教師が先づ質素の美風を示さなくては其の効果は擧らないのである。教師が早出するときは其の擔任せる兒童に遅刻するものが少いが、常に清潔、整頓、規律を口に唱へながら教員室が亂雑不整頓であつたり、教卓の抽斗に不用品が堆積して居たりするやうでは到底其の目的を達することが出来ないのである。其の他萬事此の通りであつて、教師の模範は實に活きたる教訓であることを忘れてはならぬのである。斯くの如く一方には實行の機會を多く與へ、教師先づ善良の模範を示し、其の實行を督勵せば、學校に於ける訓練は著々として其の目的を達することが出来るのである。

第四、一時に多くの事を要求せずして毎事項につき確實なる實行の習慣を養ふことが必要である。同時に多くの事を要求しても其の實行は到底望むべからざることで、一も確實なる良習慣を養ふことは出来ないものである。或る一つの實行的良習慣を養成せんには或る期間自ら其の一事に努力注意し、機會のある毎に極力之が實行に努めしむる様にすることが肝要である。

第十三章 食 事

食事の準備

食事の作法及び心得を授くることは、衛生上修禮上誠に必要なることであつて、學校に於ける晝食は實に其の好機會なのである。吾人の理想は成るべく學校に於て一堂に集り教師兒童共に楽しく食事し、其の機會に於て之に關する作法心得を授け訓練上に資する様にしたのである。

食事の準備としては先づ晝食に先ちて室内を清潔にし、塵埃の飛散せざるやう撒水をなし窓を開放して新鮮なる空氣を充たし、室内に入れば何となく快感を惹き起す様にし、茶碗、土瓶、箸等すべて清潔なるものを適當に配置せしめ置くのである。此等の事は本學年の兒童にあつては順次食事當番を定めて、之をなさしむるがよいのである。兒童の辨當に對しては、冬は相當に保温の設備をなし、夏は腐敗しない様にせねばならぬ。兒童殊に女兒は辨當の小なるもの持參し、十分の食量を取らず、且つ其の匱菜を恥づるやうの弊あることを往々耳にするのであるが此等は

食事的心得

豫め保護者とよく打合をなし、あき、心得違のない様に致したいのである。

二 食事的心得

食事の時間は成るべく長くし、十分愉快に會食せしめねばならぬ。先づ其の前後に於て敬禮をなさしめ、急食しない様に、且つ湯茶を多量に飲まぬやうに時々衛生上の方面より説き聞かす必要があるのである。其の他の作法心得については文部省調査の小學校作法要項に詳細に述べてあるから左に參考として之を示さう。

(1) 一般の心得

- 一、食事前には手を洗ひ食事後には口を嗽ぐべし。
- 二、食事の始終には挨拶をなすべく、食事には特に容儀を亂すべからず。
- 三、箸は薬指にて、小指は薬指に添へ、一本を支へ、他の三指にて他の一本を動し易きやう持つべし。
- 四、食事は通例飯と汁又は菜とを適宜交互に食すべし。
- 五、食物を身邊又は器中に取り散らさざるやうに注意すべし。
- 六、食物の好惡を云ふべからず。

一般の心得

饗應のとき
の心得

- 七、急食少食及び過度の飲食を爲すべからず。
 - 八、食時の時は口を鳴すべからず。
 - 九、食器を手荒く取扱ふべからず。
 - 十、食事中は四邊を見廻すべからず。
 - 十一、食事中は高聲に談話すべからず。
 - 十二、食事中頭部を掻き撫づるが如きは固く之を慎むべし。
 - 十三、食物を妄りに口中に押込むべからず。
 - 十四、食器を舐むべからず。
- (2) 饗應のときの心得
- 一、饗應の時は主客共に服装を取り亂さざるやうに注意すべし。
 - 二、配膳の給仕は上座の客を先にすべし、膳を撤するときも亦同じ。
 - 三、給仕の際は客を整へ進退を端正にし特に手指を清潔にすべし。
 - 四、膳を進むるには先方に向けて中程を持ち高く捧げ、呼氣のかゝらぬやうにして持出づべし。

食後の利
用

- 五、膳を進められたる時は會釋すべし。
 - 六、配膳終りたるときは主人は客に對し挨拶をなすべし。
 - 七、客は主人の挨拶了りたる後に箸を取るべし、又同席者ありたる時は尊長の箸を取りたる後に取るべし。
 - 八、食事の中途にて箸を置くときは膳の縁に掛け、全く終りたるときは膳の中に置くべし。
 - 九、碗の持方は両手にて取り左手に載せ、拇指を碗側に當て、支ふるものとす。
 - 十、碗の蓋を取るには片手を碗に添へ他の片手にて取り、膳の左方のものは左側に、右方のものは右側に置くべし。
 - 十一、飯汁其の他のものを盛り換ふるには盆を以て其の器を受け又は進むべし、客は両手を以て器を授受すべし。
- 三 食後の利用
- 食後激しき運動をなすことは、衛生上甚だよろしくない。されど之を自然に放任する時は兒童は直に運動場に飛出し、自由に遊戯をなし、夫が爲め胃腸等を害する

ことが屢々あるのであるから、少くとも十分間位は休息安靜の態度を保たしめなくてはならぬ。然るに兒童をして單に何事をもなさずに休息せしむるといふことは到底行ふべからざることである。是に於て娛樂的畫會の必要が起るのである。其の方法及び注意等は既に述べた通りである。

第十四章 儀式

儀式の趣旨

一 儀式の趣旨
小學校の儀式は何の爲に之を行ふのであるか。云ふまでもなく當日を記念し奉祝し、其の記憶を喚起し其の印象を深からしめ、以て兒童の感情を陶冶し精神を涵養するのが其の主要の目的であつて兼ねて、此の機會に於て必要なる禮儀作法の實習をなさしむるのであつて、訓育上多大の効果あるものである。兒童は式日に於て服裝を改め、瀟洒たる裝飾を施した式場に臨み、瀏唳たる奏樂を聞けば心情自ら改り一種の感にうたるとのである。殊に三大節の如き御眞影を奉掲した場合などでは、莊嚴敬虔の念自ら湧き出づるはいふまでもないことである。此の好

儀式の種類

入學式

始業式

機會に於て兒童の感情を陶冶し精神を修養し、以て道德教育國民教育に資することとは、實に教育者の須臾も忘るゝことの出來ぬ重要事といはねばならぬのである。又此の好機會に於て日常の修身教授、講堂訓話などに於て授けたる事柄并に禮儀作法を適當に實踐せしむることは、訓育上誠に必要なることである。殊に我國の如き古より儀式を重んずる國柄にありては、儀式の舉行に關しては一層の考慮と注意とを以て之が實施を爲し其の趣旨を貫徹することに努めねばならぬのである。

二 儀式の種類

現行の法令上小學校に於て必ず舉行せねばならぬ儀式は、一月一日、紀元節、天長節の三大節である。其の他小學校に於て通常行ふ所の儀式は次の通りである。
(1) 入學式 毎學年の始め、多くは四月一日に新入學の第一學年兒童を迎ふる式であつて、職員も在校兒童も衷心より之を歓迎する様にせねばならぬのである。
(2) 始業式 各學期の始め、四月一日、九月一日、一月八日(日)に行ふ所の式であつて、兒童に當學期間の覺悟を固めしむることが肝要である。

海軍記念式

(3) 海軍記念式 五月廿七日即ち明治三十八年の日本海大海戦を記念する所の式であつて、児童をして當日の状況を知悉せしめ、義勇奉公の念を涵養するに資するのである。

終業式

(4) 終業式 各學期の終に行ふ所の儀式であつて、其の學期の経過を報告訓諭し、休業中の心得等を話すのである。但し第三學期末は進級式と併せ行ふのが通常である。

戊申詔書
下賜記念式

(5) 戊申詔書下賜記念式 十月十三日即ち明治四十一年の同日に勤儉力行、國運發展の覺悟を固めしむる爲に、先帝の御下賜になつた當日を記念し新たに注意を喚起せしむるのである。

教育勅語
下賜記念式

(6) 教育勅語下賜記念式 十月三十日即ち明治二十三年の同日に、先帝が國民の則るべき道德の大本を示し賜ひし大切な記念日である。

憲法發布
記念式

(7) 憲法發布記念式 二月十一日即ち建國以來未曾有の大典を發布せられし祝日を記念するのであつて、是は恰も紀元節當日であるから、特に舉行せずとも紀元節式典の際に附加して其の由來を話して置けばよいのである。

陸軍記念式

(8) 陸軍記念式 三月十日即ち明治三十八年の同日に於ける奉天大會戰を記念する所の式で、海軍記念式と同一の趣意である。

卒業及進
級式

(9) 卒業及進級式 在校児童は滿腔の熱誠を以て卒業児童を送り、殊に本學年児童は在校児童惣代として祝辭を述べるのである。又在校児童の進級を報告し次學年の勵精を促すのである。

學校創立
記念式

(10) 學校創立記念式 其の學校の創立開校日を記念し、益々隆盛に發展せんことを企圖せしむる爲に行ふのである。

職員送迎
式

(11) 職員送迎式 校長訓導の轉任退職等を送り來任者を迎ふる所の式であつて、師弟の情誼上是非行はねばならぬ式の一つである。

以上は一學年間に於て通常行ふべき儀式を順次に述べたのであるが、此の外に女子の小學校では地久節の儀式を舉げて居る向もあるのである。尙進んで其の市町村其の學校に於て特に記念すべき事項又は祝賀すべき事柄あらば儀式を舉行し以て児童の訓育に資する様に致したいのである。

三 儀式の實行

儀式の實行

儀式は既に述べたる如く、兒童の訓練上重要な地位を占め、訓育を施すべき好機會であるけれども、これを實行する上に十分注意しない時は、何等の效果なきに終るものであるから、各儀式の種類、趣旨に應じて夫々適當の手段方法を立てて之を實行し、以て十分の効果を收むる様にせねばならぬのである。

(1) 式場の裝飾設備 儀式の種類によりては特に式場の準備裝飾を要しないものもあり、又前日より準備裝飾を施さなければならぬ儀式もある。殊に三大節の儀式の如きは最も慎重周到なる準備の下に舉行せねばならぬのである。一般に式場は清潔瀟洒を第一とし決して華美なる裝飾を要せぬのである。否善美なる裝飾は却つて莊嚴を缺き、折角の骨折が訓練上何の役にも立たぬことになるのである。三大節の儀式ならば先づ式場一帯を清潔に拂拭し、正面中央の高座に御眞影を奉掲し、御前に卓子掛したる卓子一基を置き、其の上に勅語の謄本を備へ奉り、御座の右側に生花を飾り、左方に樂器を備へ、周圍に幔幕を引き廻す位でよいのである。整列の方法は生花を置きたる側に來賓席を設け、樂器を置きたる側に職員席を備へ、兒童は男女別に身長の低きものを先にして横隊に

式場の裝飾設備

儀式の豫習

整列せしめ、其の後方一帯を保護者席とすればよいのである。席の高下は式場の模様によつて一定しないから各式場によりて定むるをよしとする。其の他の儀式も之に準じて相當の裝飾設備を施せばよいのである。

(2) 儀式の豫習 式場に於て不作法なる事をなし、儀式の尊嚴を失ひ、不敬に涉るやうなことがあつては實に儀式の効果を失ふばかりでなく、誠に至尊に對し奉りて相濟まぬ次第であるから、三大節は勿論、少しく複雑なる儀式には、必ず前日に於て整列、敬禮の仕方等につきて豫行をなし、併せて當日儀式の順序、其の他の心得を話して置かねばならぬ。同時に當日合唱の唱歌をも豫習統一して置くことを忘れてはならぬのである。尙前日各擔任訓導に於て本學年の程度で舉行すべき儀式の趣旨を明確に話し、豫め其の趣旨を十分に理解せしめ置くがよいのである。是れ一は儀式當日に長々しく訓話する煩を避けて儀式の莊重を保ち、一はよく其の儀式の趣意を豫知せしめ當日の儀式に依りて精神修養上豫期の効果を收めしむることが出来るからである。

(3) 儀式の次第 儀式の次第も其の種類によつて異なるはいふまでもないこと

儀式の次

であるが、左に参考として三大節の儀式の次第を記さう。其の他は之に準じて適當に定むればよいのである。此の儀式の次第書は來賓の目に觸れ易き所に掲げ置くか、又は豫め來賓其他參列各員に配付して置かねばならぬのである。

○三大節儀式次第

- (一) 兒童職員及來賓入場 一同敬禮
- (二) 御眞影掲帳 一同最敬禮
- (三) 唱歌(君が代) 合唱二回
- (四) 學校長御影に對し賀辭を述べ 一同最敬禮
- (五) 勅語捧讀 一同謹聽
- (六) 唱歌(勅語奉答) 合唱一回
- (七) 御影閉帳 一同最敬禮
- (八) 校長誨告
- (九) 唱歌(式日相當) 合唱一回
- (一〇) 一同敬禮順次退場

式後の利用

以上

(4) 式後の利用 儀式を行ひて十分其の効果を收めんとするには、其の式後を適當に利用することが又一つの手段である。今日一般の有様は唯學校に出て、儀式に參列し、直に歸宅するか或は直に授業に取掛るが普通であるが、是ては其の効果を收める上に十分なることを得ないといはねばならぬ。三大節、記念式等には夫々式後を利用して祝賀記念の意味を以て學藝又は運動會等を催し、愉快に二三時間を過さしむることが當日を記念し、其の印象を深くせしむる上に効果の多いことは無論である。其の他の儀式でも其れ相當に或は展覽會學藝會或は遊戯茶話會等を催し、當日の儀式についての感想を深からしむるがよいのである。こは常に兒童の側に於て訓練上有効なるばかりでなく、參列の來賓保護者に對しても亦利益の少くないこと、信ずるのである。

四 儀式に關する注意

(1) 時間の勵行 儀式の舉行には絶對的に時間の嚴正を勵行し、縱令來賓の臨席なくとも、職員兒童が出揃はずとも、時間が來たならば必ず之を始むる様にし、以

儀式に關する注意
時間の勵行

儀式の簡

て兒童に時間の大切なること、規律の尊ぶべきことを實地に訓育せねばならぬのである。

(2) 儀式の簡單 儀式は簡單に舉行すべく長時間に亘つてはならぬ。屢述ぶる通り儀式は莊嚴靜肅でなくてはならぬのであるが、校長の訓話、來賓の演說等の爲に長時間を占められ、夫が爲め兒童は倦厭を來し、姿勢を亂し私語をなし、終に不敬不作法の醜態を來すことがあるのであるから、訓話演說の如きは極めて簡單に濟し、三十分間を以て嚴肅に儀式を終る様にせねばならぬのである。

服装

(3) 服装 決して華美なる服装をなさしめず、不敬に亘らぬを程度として清潔なる衣服を端然と纏はしめ、頭髮等を取亂さない様に注意せねばならぬのである。式日等に華美なる服装を嚴禁せぬ時は、次第に華奢の風に流れ、貧困兒童などは之を恥ぢて式日に登校しない様な不都合を見ることがあるから深く注意せねばならぬのである。

參列員

(4) 參列員 式日などには出來得る限り多數の保護者の參列を獎勵するがよいのである。夫が爲には豫め保護者の満足すべき接待と準備とをなし置くこと

唱歌

が肝要である。又參列員の服装等については便宜の方法を以て豫め不敬に亘らぬ様に知らせて置くがよいのである。而して本學年の保護者などには兒童より傳達せしむれば十分である。

(5) 唱歌 儀式には必ず式日相當の唱歌を合唱せしめねばならぬ。唱歌の合唱による兒童の精神界の影響は極めて偉大なるものなることを忘れてはならぬのである。

作法

(6) 作法 勅語謹聽の姿勢、御眞影に對する最敬禮等は謹慎に謹慎を加へしめ、誠心誠意之行はしむる様にし、苟も粗忽の舉動があつてはならぬのである。これ國民教育上最も注意すべきことの一つである。

第十五章 會 合

一 級會

當該學級の兒童を以て組織する所の會合であつて、其の目的は(イ)自治の精神を養成すること、(ロ)親睦をはかること、(ハ)善良なる級風を作ること、(ニ)擔任教師との情誼

談話會

を厚くすることなどである。今級會の行ふべき事柄について述べて見よう。

(1) 談話會 隔月一回位娛樂的談話會を開くのである。其の順序方法は兒童の側に於て立案し擔任教師の認許を受けしむる様にするがよいのであつて、其の時間は放課後二時間位が適度である。開會閉會の辭は云ふまでもなく萬事兒童をして行はしむるがよいのである。而して開會當日は成るべく校長始め全校職員の臨席を求め會合に光彩を備へ、時としては教師の側よりも趣味ある談話を聞かしむるがよいのである。談話終らば思ひ／＼に茶話雜談をなし和氣霽々の中に散會せしむるのである。

遠足會

(2) 遠足會 春秋二回位會員全體の遠足を催すのである。此の遠足は學校主催の遠足でなく、本會事業の一として行ふのであるから休日に行はしむるに於て舉行し、十分愉快に一日を暮し、會員相互の親睦を増し、師弟の情誼を厚くする様にせねばならぬのである。其の方面、日時、方法等は一に兒童の考に任せ、教師は唯之を監督指導するだけに止めて置くのがよいのである。

擔任教師の誕辰祝賀

(3) 擔任教師の誕辰祝賀 師弟間の情誼を厚くする一方法として毎年擔任教師

學藝會

の誕辰日に於て、其の祝賀會を催し茶話會を開かしむるのである。是も會場の裝飾より其の順序方法に至るまで兒童をして考案せしむるがよいのである。以上は級會の行ふべき重なる事柄である。級會の事業は兒童を主體とし、規則の立案から役員の選舉等に至るまで、すべて教師の監督指導の下に兒童をして自治的に行はしむるがよいのである。また級會には其の記録を備へしめ、會合の度毎に其の状況を記さしめ置くことが必要である。此の級會は兒童が卒業後も尙何等かの名稱の下に繼續して會合せしむる様に致したいものである。

二 學藝會

學藝會は兒童が學習した實力を發表せしめ、之を保護者關係者に紹介すると同時に、沈着勇氣活潑等の諸徳を養成する趣意で行ふのである。學藝會は其の組織によつて之を二つに見ることが出来るのであつて、即ち一は學級學藝會といひ當該學級兒童のみが毎學期一回位行ふものであり、一は全校學藝會といひ全校兒童が一年一回位行ふものである。學級學藝會にあつては其の順序方法演技者など成るべく兒童に立案せしめ、擔任教師の認許更正を受くる様にすることがよいので

ある。全校學藝會にあつても會場の裝飾設備等大體の範圍を定め、兒童をして補助考案せしむるがよいのである。今學藝會を行ふにつきて注意すべき重なる事項を次に述べよう。

- (1) 學藝は話方、讀方、唱歌等に限らず、成るべく各教科目に亘つて之を行ふこととし、兒童も單に優等兒童のみに限らず、成るべく平等に行き渡る様にし、其の順序書は兒童保護者に配付するがよいのである。
- (2) 學藝は之を日常教授した事項中より選定し、決して本學年に相當せぬ困難な事柄を苦んで練習して發表せしむるには及ばないのである。又小學兒童にあるまじき奇矯なる餘興的演藝をなさしむることは斷じて宜しくないのである。是れ學藝會は日常學習せる結果を發表紹介するのが目的であるからである。
- (3) 演壇上にあつては、つとめて沈着の態度を保たしめ、言語は明瞭に動作は活潑ならしめ、公衆の面前に於て臆することなき様獎勵せねばならぬのである。
- (4) 演技の前後に於て正しく敬禮すること、靜肅に談話を聞くこと等に慣れしめ、以て公衆會合の作法を會得せしめなければならぬのである。

運動會

三 運動會

運動會は學校に於ける平素の體操遊戲の實際を發表し、兒童體力の如何を表明することを目的とし、又一方には忍耐、機敏、規律、公正、活發等の諸徳并に共同一致の精神を養ふ趣旨によつて行ふものである。故に平素學習せる遊技體操を演ずる外、兒童をして正々堂々實力を競争せしめ、實力に依りて勝敗を決する類の運動及び合同體操、團體遊戲を選ぶのが肝要である。彼の僥倖によつて勝敗を決する類の競技及び滑稽なる餘興的競技は體育上訓育上何等の利する所なく、折角の運動會をお祭り騒ぎに終らしむるものであるから、力めて之を避くる様にせねばならぬのである。今運動會の方法及び注意につきて次に述べて見よう。

- (1) 運動會には夫々係員を定め、各其の任務につきて周到なる準備をなし置かねばならぬは云ふまでもないが、係の補助として兒童を任命することは頗るよい方法なのである。
- (2) 運動の順序種類は平素教授練習せしものにつきて、競争遊戲、團體遊戲、體操等を適宜混合して編制し、倦厭を來たさず又次の運動の準備の出來る様にして置か

ねばならぬのである。

(3) 運動時間は全日に亘らぬやうに注意し、且つ中頃適當の休憩時間を設けておくがよいのである。

(4) 運動を目的として正々堂々勝敗を決せしめ、毫も卑劣の行動なき様注意し、又假令勝利の見込なくとも、最後まで運動を繼續せしむる様にせねばならぬのである。

(5) 體操、團體遊戯、團體競争などに於ては、其の始終に必ず敬禮をなさしむるがよいのである。

(6) 會場の設備、運動の準備などは、成るべく教師指導の下に兒童を使用し、年々入用の器械器具は學校に備付け置くやうにするがよいのである。

(7) 成るべく保護者關係者の多數を案内し、其の觀覽批評を求むるがよいのである。

(8) 賞品は賞狀又は賞牌を與ふるか、或は全く與へない方がよいのである。さすれば賞品を貰ふ爲に運動するといふ卑劣なる行爲も自然なくなる譯である。

(9) 賞品を與ふる代りに全兒童に何か記念品を與ふるか、或は菓子果物等を頒與するのも又一の方法である。

第十六章 遠足修學旅行

一 遠足

遠足

遠足の趣旨

(1) 遠足の趣旨 遠足を行ふ目的は身體の鍛鍊をすること、氣質の修練をなすことにあるのであつて、知見を廣むることは寧ろ副貳の目的なのである。然るに多くの學校では遠足と校外教授とを同一視し、之れを併せ行ふものが多いのであるが、斯くては何れも十分の目的を達することが出來ないのであるから、遠足に於ては専ら身體の鍛鍊、氣質の修練に重きを置き、知見の方面は兒童の自由放任し、唯休息時間中に指導する位に止むるがよいのである。遠足の實行獎勵は著しく兒童の身體に影響するものであつて、嘗て遠足を實行せざりし某小學校に於て、毎月一回遠足を實行せし結果、翌年度の體格検査に於て著しく好成績を示した事を聞いた事がある。殊に遠足の實行によりて共同の精神を養

ひ、友情を厚くし師弟間の温情を進め、且つ堅忍規律、機敏等の諸徳を養ふことが出来、又訓練の方面より見ても其の利益は極めて多いのであるから、是非とも之を實行せられんことを望む次第である。

(2) 遠足の豫定 さて遠足を實行するには漫然之を行はず、必ず豫め職員會の決議を以て遠足の度数方面及び里程につき豫定をなし置くことが必要である。

(イ) 遠足の度数 遠足を行ひて其の効果を收めんには一年に二回や三回の度数では其の効力が薄いのであるから、是非とも毎月一回位は之を勵行する様にせねばならぬのである。

(ロ) 遠足の道程 遠足の道程を定むるには大約始業時より終業時まで往復し得らるゝ場所であつて、一夜の睡眠で疲労を回復し得らるる位の程度でなくてはならぬのである。而して本學年では片道三里内外を以て限度とすれば宜しからうと思ふ。尤も道路の有様、學年の始終によつて斟酌を要することは無論である。

(ハ) 遠足の方面 以上の二條件を本とし本學年に於て行ふ遠足の方面を學年

の始に於て豫定し、事故の起らざる限り其の豫定表を實行する様にすることが多いのである。尤も此の方面は他の學年殊に第六學年等と關係する場合が實際に多いのであるから、其の邊を考慮して適當に定めねばならぬのである。

(3) 遠足の實行

(イ) 遠足の時日 は成るべく全校同時日に實行するがよいのである。遠足は兒童の非常に喜ぶものであるから、若し一部で遠足せしむるときは、居残り學級の兒童は、氣拔けがして平常通り授業を受くることが出来ない様になることが多いのであるが、之を同一時日に行ふ時は家庭に於ても便利であり、且つ校長教師の監督上よりも便利であるから、是非とも同一時日に於て之を行ふのがよいと思ふのである。

(ロ) 服装身體の検査 出發に先ちて兒童の服装を検査し、遠足に不適當なるものあらば之を改めしめ、途中障害の起らぬ様にし、又よく健康状態を調査し、少しでも病的のものがあつたならば同行を見合はさしむる様にせねば、途中意外の出來事の爲に全兒童が迷惑を受くることとなるのである。

(ハ)遠足の督勵 病氣でもないのに遠足の時に限つて休む児童がある。此等はよく其の原因を其の家庭につきて調査し、成るべく遠足に参加する様督勵することが肝要である。

(ニ)途中の注意 出發に先ちて校長及び擔任教師より、途中列を亂さぬこと。野卑なる言語舉動を慎むこと。農作物を害せぬやうにすること等の注意を與へて置くがよいのである。

(ホ)救急用品の準備 途中發病者負傷者などありたる時の準備として氣付藥、鎮痛劑、膏藥、繃帶、缺等の救急用品を携帯することを忘れてはならぬ。

(ヘ)豫定案 擔任教師は出發歸校の時刻、晝餐の場所、往復の順路等を明記したる豫定案を學校長に差出し、萬一の用意にしておく様にせねばならぬのである。

(4)遠足の注意

(イ)服装、携帶品 遠足の際は出來得る限り身輕に質素な服装をなさしめ、携帶品の如きも辨當、手帳位に止めしめ、決して多くの間食物、金錢などを携帶せし

めぬやうにし、成るべく不自由を忍ばしめ、物見遊山に出掛ける様の事なき様深く注意せねばならぬ。

(ロ)辨當は極めて質素ならしめ、梅干に握飯位に一定し、教師先づ模範を示し、決して辨當の爲に遠足を見合す等のことなき様注意し、以て質素の美風を養成しなければならぬ。

(ハ)身體上の缺陷の爲に常に遠足の出來ぬもの兒、其の他授業を休む必要なくとも足痛などの爲に遠足を見合すもの等の居殘兒童に對しては必ず相當の處置をなさねばならぬのである。

(ニ)本學年の程度に於ける遠足の監督はあまり束縛を加へず、児童各自に責任を帯びしめ、自治的に行動せしむる方針を取るがよいのである。

二 修學旅行

修學旅行は児童に取りて最も楽しく、最も有益なる事柄であつて、通常一年間に一回行ふ所のものである。児童の日常學習する事柄の中には繪畫標本を用ひても到底理解せしむることの出來ない事柄も少からぬのであるが、此等の事柄は修學

旅行によつて容易く解決されることがあるのは云ふまでもなく、一般訓育上にも多大の効果あるものである。次に其等の事項について卑見を述べて見よう。

(1) 共同の精神を養ふことが出来る。多くの児童が一團體となり、遠方に向つて旅行せんとする時には、児童の心情は自ら改まるのであるから、此の機會を利用して隊列行進より汽車電車の乗降、服装、言語等に至るまで、外部に對して恥かしからぬ様團體の體面を保つことに努力せしめ、以て共同一致の精神を養はしめねばならぬ。

(2) 忍耐の氣象を養ふことが出来る。児童は常に平和なる温き家庭にあつて、氣隨氣儘に慣れて居るものであるが、一朝團體を組織し、一定の行程によつて教師と共に遠方に旅行し、外泊するなどの場合には、多くの艱難缺乏に遭遇するものであるから、此の好機に際して忍耐の氣象を養ふとは誠に効果が多いのである。(3) 朋友間の友情を厚くし、師弟間の情誼を温むることが出来る。一團體として旅行し、すべての苦樂を共にするのであるから、頼むところは教師と學友のみであつて、若しも困難に遭遇したり、病氣が起つたりすれば、直に教師學友の援助介

抱を受くるのは勿論、其の他種々の愉快を共にし、樂みを分つことによつて、朋友間の友情を厚くし、師弟間の情誼を温むる機會が多いのであつて、一度修學旅行を共にすれば、師弟間に一種言ふべからざる温情の生じ來るは吾人の屢々經驗する所なのである。

(4) 氣風の修養上偉大なる効果のあることである。蓋し山間僻地に住む者一たび海洋に臨めば雄大の氣象を養ひ、片田舎の児童が繁華なる大都會に出てて市人活動の狀況を目撃すれば自ら進取の氣象を養ふことが出来るのである。此の意味に於て児童の修學旅行に對して一層の注意を拂はねばならぬのである。(5) 修學旅行は斯くの如く有益なるものであるが、唯一つ困難なるは經費の出所についてである。一切の經費を學校經濟から支辨することが出来るならば結構であるが、多くの學校に於ては到底望むべからざることである。故に児童各自をして毎月若干づゝを旅行費として積立てしめ、其の幾分を學校より補助するか、又は富豪有志の寄附金と校費とによりて支出するかの方法を以てし、成るべく全體の児童をして此の利益を受けしむるやうにせねばならぬ。

(6) 修學旅行に關する注意は遠足の箇條に述べた所と略同一であるから、茲には之を省くことにしよう。

六四

第十七章 勤務

兒童が成長して社會の一員となり、共同生活を營むに當つては、必ず何か相當の仕事に分擔して其の責務を盡くさねばならぬのであるから、兒童をして豫め其等の生活に慣れしむることが必要である。又兒童が後年に於ける獨立自營の準備として自治の精神を養成することも大切なことである。此等の目的趣旨により兒童をして本學年相當の勤務をなさしむることは、訓練上非常に有効な事である。此の勤務には選舉任命に依つて勤務する役員と、日々順番を以て平等に勤務せしむる當番との二つがある。

役員

一 役員

役員には一學級一通學團の指揮者取締役もあり、級長、副級長、取締、副取締の如き常任のものもあり、運動會、學藝會、修學旅行等の際に於ける各係員の如き臨時的のもの

當番

のもあるのであるが、何れも多少名譽の勤務であるから、其の選任を慎重にせねばならぬのである。而して選任の公平を保つためには、兒童をして之を選舉せしむるが最良の方法である。常任の者にあつては選舉の後當選者に辭令書を交付し、其の任命を鄭重にし、よく其の職責を盡くすべきこと、善良なる風習を作るべきこと等を諭し、一般兒童に對しては、よく其の命令指導を受くべきことを訓誡するがよいのである。役員は或る一部の優等生のみに限らず、成るべく勤務に堪へざる者又は或る一部の兒童を除きては平等一般に交代勤務せしむるがよいのである。常任の者は毎學期交代改選し、學期始に新に任命する方法を取るがよいのである。

二 當番

當番は學校又は學級に於ける共同の任務を、毎日又は毎週交代を以て全級兒童をして平等に之に服せしむるのである。是れ素より訓育の爲に行ふ所の仕事であつて、決して教師が小使の手傳をなさしむる趣意で行ふのではないのであるから、貴賤貧富の差別なく、平等一般に必ず勤務に當らしめ、以て勤勉勞働を尊ぶ思想と、自己の責務を實行する觀念とを養成せねばならぬのである。

(1) 普通當番 毎日數名交代に勤務せしむるのであつて、前日の終りに級長副級長より翌日の當番を報告せしむるのである。其の任務は次の如くである。

(イ) 掃除整頓 毎朝教室に入りて机其他教具の整頓に注意し、放課後室内及び廊下、其の他本學年に於て擔任せる場所の掃除を行ひ、再び教室の机、教具等の排列を整頓する等のこと。

(ロ) 教授用具の持運 毎時間擔任教師の許に來り、其の指揮を受けて教授上必要なる教具を教室へ持運び、用済の後には又夫々整頓せしむること。

(ハ) 集配 諸帳簿及び學用品、成績品の集配并に硯水の配與をなさしむること、食事用の茶、茶碗の集配并に食堂の後始末をなすこと。

(2) 應接當番 來賓の取次接待をなさしむるのである。實地の作法應接に慣れしむる爲め男女二名づゝ、毎日交代にて之に當らしめ、一定の徽章を附し應接所に控へしむるのである。

(3) 兒童圖書館、兒童博物館の當番 兒童圖書館及び兒童博物館の整頓をなさしめ、書籍物品の監督をなさしむる爲め、毎日又は毎週交代に勤務せしむるのである。

る。

(4) 週番 一定の徽章を付けしめ五名位づゝ、毎週交代にて勤務せしむるのである。其の任務は運動場、廊下、湯呑場、植物園等の清潔整理に注意せしむるは勿論兒童の保護指導をなさしむるのであつて、すべて當番教師の指圖の下に勤務せしむるのである。

兒童をして役員又は當番を勤務せしめ、作業に従事せしむる上について注意すべきことは、よく其の監督指導を誤らぬやうにすることである。兒童に週番を命じて幼年兒童の保護指導をなさしむるはよけれど、それが爲に教師は看護を忽にしてはならぬのであつて、必ずよく週番を指導監督するに努力せねばならぬのである。教室の出入の監督は之を級長に委ねるはよけれども、教師が兒童の教室に入りし後ち始めて教員室を出づる様では却つて有害無益である。掃除當番にしても常に教師は之が指導監督を怠らぬ様にせねば、兒童をして放縱に陥らしむる恐れがあるのである。それ故に十分訓練上の効果を收めんには教師は決して骨惜しみをせず親切周到に之を指導監督することに力めねばならぬのである。

第十八章 作業

兒童の活動性を利用して適當なる作業に服せしめ、兒童自身をして實地に經驗勞働せしむるときは、これによつて勤勞の習慣を養成し、忍耐、秩序、奮勵等の諸徳を養成することが出来るのみならず、兒童の作業中に於て、よく其の個性の長所短所を觀察し、適當に指導を加ふる材料を集むることも出来るのであるから、成るべく本學年相當に多くの作業を調査して之を課する様にすることがよいのである。

一 學校園の手入

各學校は夫々學校園を設け、教材に必要な植物及び觀賞用の植物を栽培して居るが之が手入は随分困難なものである。然るに教師自ら之が主任となつて本學年の如き上級兒童に之が手入をなさしむる時は、兒童は喜んで其の作業に服し、従つて完全に學校園を整理することも出来るのである。即ち植物を夫々に分類し、且つ各兒童の分擔を定め、之が擔任者の姓名を記し置き、教師指導の下に、其の雜草の芟除、害虫の驅除、施肥、灌溉等に至るまで一切の手入を兒童になさしむるのである。

學校園の
手入

る。而して其狀況を一々栽培日誌に記入せしめ、後日の參考とするがよいのである。斯くする時は、兒童は責任を以て之が栽培に當り、植物に關する知識を明確にするばかりでなく、自然物に對する趣味を養成し、兼ねて勤勉忍耐等の諸徳を養成することが出来るのである。

動物飼養

二 動物飼養

教材に必要な小鳥、雞、蜜蜂、金魚等の動物を飼養し、兒童に分擔飼育せしむるのである。是れ亦兒童は非常なる興味を以て之が任に當り、一方に於て理科的知識を得ると同時に動物愛護の觀念を養ひ、他方に於て勤勉忍耐等の諸徳を養成することが出来る。是も學校園の手入と同様なる日誌を作り、飼育の狀況を記入せしめ、後日の參考とするがよいのである。

氣象觀測

三 氣象觀測

校内適當の場所に風信器、寒暖計、晴雨計等を備へ、日々其の氣象を觀測せしめて、之を氣象日誌に記入せしめ、同時に毎日一定の時間に其の結果を適當の場所に揭示して一般兒童に知らしむるのである。

四 學級日誌

本學年以上には學級日誌を備へ置き、兒童をして日々順番に之を記録せしむるのである。其の記録せしむべき事項は凡そ左の通りである。

- (イ) 該學級の缺席、遅刻、早引兒童數を記入すること。
- (ロ) 當日學習した事項の概要及び所感を記入せしむること。
- (ハ) 其他學校學級に起りし臨時の事項を記入せしむること。
- (ニ) 家庭に於ける動靜等を記入せしむること。

然る時は一見よく該學級に關する狀況を知悉することが出来、後日の參考とし得る場合が多いのである。又兒童の家庭に於ける状態を知ることとも出来れば、個性を觀察することも出来て、訓育上其の利益が少からぬのである。但し教師は日々綿密に之を檢閲し、訓育上の材料を蒐集すると同時に、必要なる注意を與ふことを忘つてはならぬのである。

五 其他

時々兒童をして運動器具の修理、窓掛の修繕をさせたり、教科用の掛圖等を補修せ

其他

しめ、又會合を催す時は、式場會場の準備等をなさしむるなど、何れも有益なる作業なのである。

第十九章 運動

一 級戲

遊戯は兒童の尤も好む所であつて、其の指導宜しきを得るときは、體育上効果あるは云ふまでもなく、訓練的方面に於ても動作を機敏ならしめ、精神を快活ならしめ、剛毅忍耐の氣象を養ひ、共同一致の精神及び規律を重んずる習慣を養ふ等のことが出るのである。

殊に各學級に於て該學年に適當なる一の遊戯を選択し、之を級戲として行はしむることは最もよい方法である。そこで級戲は該學級の全兒童が最も愉快に行ふものにつきて之を選択し、最も機敏に且つ巧妙輕快に行ひ得る様十分練習し、他學級に對して誇り得る長所美點を有する様にせねばならぬのである。級戲は斯くの如く大切なるものであるから、擔任教師も大に奮勵努力して兒童を獎勵し、學級

級戲

獨得の級風を發揮せしむる様にせねばならぬのである。而して平素に於て之を行ふは勿論、運動會式日等にも之を演ぜしめ、又時々級戲會などを催して競争せしむる様にすれば體育上訓育上多大の効果があるのである。

さて級戲は兒童の年齢男女別によりてそれ／＼斟酌を加へ最も適當なるものを選ばねばならぬ。本學年に於ては男兒は源平帽子取、女兒は千鳥競争の類を以て適當と信ずるのである。予輩の経験によるに、男兒の帽子取の如き毎日之を行ふも兒童は毫も之を倦厭するを認めず、遊戯といへば直に帽子取を希望するといふ有様である。又之を規律正しく行はしむるに於ては、勇壯快活の氣象且つ動作を機敏ならしむる共同團結の觀念を養ふ上に頗る有効であると信ずるのである。千鳥競争も變化多く趣味多き遊戯であつて是れ亦心情を快活に動作を機敏ならしめ、共同一致の精神を養ふ上に有益なるものなることは云ふまでもないのである。

合同體操

二 合同體操

合同體操には全校兒童同一に行ふものと、數學級合同して行ふものとの二つがあ

るのであるが其の目的は勿論身體の鍛鍊に資するは勿論、剛毅忍耐の氣象及び規律を重んずる習慣、共同一致の精神を養ひ且つ動作を機敏活潑ならしむるにあるのである。全校兒童を合同することは毎月一回位教授時間割中に其の時間を特設する外は毎日晝會後若くは午前中の休憩時間中に於て之を行はしむるがよいのである。此の場合には一令の下に最も速に集合する習慣をつけ直に整頓整列せしむるがよいのである。是れ非常の場合には速かに集合する必要がある上からも、又僅少の時間に行ふ上からも、出來得る限り機敏に行動せしめねばならぬのである。斯くして集合整列の上は、極めて簡單なる動作を數種だけ確實に行はしむるがよいのである。教員中の一名が指揮號令の任に當り、他の教員が各部隊にあつて指揮矯正の任に當るがよいのである。數學級合同して行ふものも一週一回位體操時間中に或は五六年兒童を合し或は四年以上を男女別に合同して舉行するがよいのである。是は三十分位を限度として行ふものであつて、體操科の統一を保つ上からも非常に有効なる方法である。

第二十章 賞 罰

賞罰の趣旨

一 賞罰の趣旨

賞罰は訓練上善事の實行を奨励し、惡事の傳播を防禦する爲に施す所の手段である。賞を受ければ一種の快感を惹き起して、益善事を實行せんとする考を生じ、罰を受ければ一種の苦痛を感じ、之を再びせんとする動機を抑壓するのである。されど賞罰は決して個人を本位とするものでないから、一人の善行に對して之を奨励し、一人の惡行に對して之を懲戒するが最後の目的ではなく、必ずや其の個人の周圍に影響を及ぼす様でなくてはならぬのである。即ち小學校の賞罰は一人を賞し一人を罰することによつて、よく學級又は學校全體の秩序を維持し校風を發揮し、依つて以て道德的行爲の改善が出来る程の影響を及ぼすものでなくては賞罰の趣旨に合したるものと云ふことは出来ないのである。斯くの如く賞罰は訓育上の手段として誠に大切なるものであるけれども、若し一歩を誤つて其の方法宜しきを得ず、賞罰當を失する様な事があつては、却つて惡結

賞罰の方法

二 賞罰の方法

(1) 賞

果を來すものであるから、其の實施に當りては果して其の賞罰が適當なるか、又學校及び學級全體に好影響を及ぼし得るかを慎重に考慮して之を行ふ様にせねばならぬのである。

イ) 教師の顔色又は態度を以て満足の意を表するのが其の一である。此の方法は至極單純であつて何時何處でも行ふことが出来、而かも有功なる方法であるから、機を見て之を行ひ善行を奨励するがよいのである。

ロ) 賞詞を與ふるのである。教師の言語によつて賞するものであつて、即ち、偉らいとか、よく出来たとか、感心だとか云つて、兒童の善行に對し賞賛の意を表するのであるが、兒童に取りては一言の賞詞も頗る快感を惹き起すものであるから教師はよく之を利用するやうにせねばならぬ。

ハ) 賞状を與ふることである。是は學校長より授與するものであつて、賞詞よりも意味重く、一時的の物品などを與ふるよりも永久の記念となり其の効力

の多いものである。
(ニ)賞品又は賞牌を與ふることである。賞品はよく其の品物を撰擇し成るべく書籍の如き永久に保存し得らるるものを選ぶがよいのである。又賞牌は常に児童が佩用し記念とするものとして極めて適當なものである。

(2) 罰

- (イ)教師の顔色又は態度を以て不満足の意を表し其の惡行を懲すのである。
- (ロ)教師の言語によつて叱責するのであつて、最も多く用ひらるるものである。其の惡行の程度によつて譴責にも輕重があるが、吾人は成るべく此の方法を以て適當に處罰することを希望するのである。
- (ハ)譴責を用ひても尙改悛しない者は、教室又は運動場に直立せしめ、尙改めない者は放課時間中教室に留置して直立せしむるか又は一定の課業を命ずるのである。此の場合には教師も児童の側にあつて監督を怠つてはならぬのである。併し直立留置等の罰は成るべく之を用ひぬ方がよいのである。
- (ニ)児童中如何に訓誨するも懲罰を加ふるも尙改悛せず、他の児童の妨害となるものある時は、學校長は之に停學を命ずることが出来る。是は罰則中最も重きものであるから、十分考慮した上で之を實施する様にせねばならぬのである。

小學校令第三十八條 小學校長ハ傳染病ニ罹リ若クハ其ノ虞レアル児童又ハ性行不良ニシテ他ノ児童ノ教育ニ妨ケアリト認メタル児童ノ小學校ニ出席スルヲ停止スルコトヲ得

賞罰實施上の注意

三 賞罰實施上の注意

- (1)賞罰は公平でなくてはならぬ。若し不公平なる賞罰を行ふ時は、毫も其の効果がなかりてなく種々の弊害を醸し、終には教師の信用權威を失墜するに至るものであるから深く慎まねばならぬ。
- (2)賞罰はよく個性體質等を考慮して行はねばならぬ。例へば體質薄弱なるが爲に常に遅刻缺席するのは止むを得ないのであつて深く尤むることが出来ず又學力優等でも天性的のものであつて努力の結果でなくば是れ亦深く賞するに足らないのである。寧ろ優秀ならずとも勉勵の結果進歩向上した者を賞す

る方が効果が多いのである。故に教師は表面上の事のみによつて賞罰を行はず、能く其の原因結果と個性と體質等を調査し、一般兒童の獎勵となり懲戒となる様に注意せねばならぬのである。

(3) 兒童は叱るよりも褒める方が何かにつけて効果が多いのである。故に罰は容易に行はず成るべく善行を賞し之に見習はしむる様に仕向けるがよいのである。

(4) 賞を受くる爲に行爲せしむるは宜しくないのである。故に教師は懸賞的に善行をなさしむる如きことなき様注意せねばならぬのである。

(5) 賞罰は頻繁に行つてはならぬ。屢、賞罰を行ふ時は之に慣れて兒童の心情を刺撃すること少く従つて其の効果が少いのである。

(6) 過失の種類によつて適當なる罰を加ふる様にせねばならぬ。例へば運動器具を濫用した兒童には其の使用を禁じ、教授時間中に不勉強な兒童には放課後留置復習せしむる如きである。

(7) 體罰は法令の禁ずる所であつて野蠻的懲罰であるから斷然之を行つてはな

らぬ。

小學校令第四十七條 小學校長及教員ハ教育上必要ト認メタル時ハ兒童ニ懲戒ヲ加フルコトヲ得但シ體罰ヲ加フルコトヲ得ス

第二十一章 訓話

講堂訓話

一 講堂訓話

講堂訓話とは全校兒童を一堂に集めて、校長若しくは教師より訓育上の事項について話すことをいふので、現今何れの學校にも行はれて居るものであるが、併しながら現今の如き六學年制の小學校に於て、年齢學力の甚しく相違せる全校兒童を一堂に會して同一の訓話を施すといふことは頗る困難な事であつて、又其の實際の効果についても甚だ疑はしいのである。思ふに訓話をして十分有效ならしめん爲には其の兒童の年齢、思想の程度を考へて、最も適切なる事柄を適當なる時期に於て話すやうにせねばならぬのである。それ故に六學年の兒童を一同に訓話するといふことは、到底十分なる効力を得られぬといはねばならぬ。然らば

講堂訓話は全然必要なかといふに決してさうではないのであつて、全校の訓育を統一する上に於ては、まことに必要なことであるから、適當の方法によつて之を行ふことは訓育の趣旨を貫徹する上に須要なることは云ふまでもないのである。

儀式の條下に於て述べた儀式中の訓話と同じことで、講堂訓話は多く朝會と併せ行ふ様にすることがよいのである。而して其の時間は十分内外とし、單に其の要領のみを簡明に話すこととして、其の詳細なる訓話の敷衍は、各教室に於て擔任教師より該學年に相應せる程度を以て話す様にすれば、全校の訓育を統一することも出来るし、兒童をして訓話の趣旨を十分に了解せしむることも出来て、始めて講堂訓話の趣旨を貫徹することが出来るのである。

學年訓話

二 學年訓話

これは同一學年が二學級以上に編制せられてある場合に、一室に合同して校長又は擔任教師が交代に行ふところの訓話であつて、同一程度の兒童に對して行ふものであるから、最も適切なる訓話をなすことが出来、且つ同學年のことであるから

男女別訓話

三 男女別訓話

教授事項との連絡をつけて訓話することも出来て頗る有効なる訓話なのである。男子と女子とは其の性質氣風に於ても、又服裝舉動等に於ても相違があり、將來の生活に於ても夫々異つて居るのであるから、全校兒童を適宜に組分し、之を男女別に於て一ヶ月一回位、學校長又は教師が交代にて訓話を施すことは頗る適切にして有効なる方法なのである。

職業別訓話

四 職業別訓話

家庭に於ける保護者の職業如何によつて、兒童の思想氣風も自ら相違のあるものであるから、兒童を適宜職業別に區分して適切なる訓話を施すことも亦有効な方法である。

性別訓話

五 性別訓話

是は一學級又は數學級の兒童を其の性別の如何によつて區分し、其の長所短所に向つて各適切の訓話を施すのである。

個人訓話

六 個人訓話

訓話の中で最も適切で最も有効なのは個人訓話である。以上數種の訓話は多數の兒童を成るべく同一事情の下に集めて及ぶ限り適切ならしめんとするのであるけれども、各個人は其の知識技能に於ても、性質氣風に於ても、又家庭の事情に於ても夫々違つてゐるのであるから、最も有効なる理想的訓話としては此の個人訓話に如くものはないのである。其の方法は講堂の如き靜肅なる場所て校長若しくは擔任教師が毎週日を定めて放課後二三十分位兒童と差向ひて、十分に打解けて父母の如き慈愛を以て兒童と親しく談話を交へ、以て其の個性を觀察し、其の長所を發展せしめ、短所を矯正する様にするのである。斯くすれば訓話は兒童の腦裡によく徹底し、其の効果の著大なることは實驗上斷言を憚らぬのである。個人訓話は斯くの如く有効なるものであるから、兒童の在學中成るべく個人訓話の機會を多からしめたいのである。殊に高學年にありては學校長が進んで放課後約三十分位を割きて此の訓話を行つたならば、一層著大の効果があらうと信ずるのである。

第二十二章 學習修養

豫習復習

一 豫習復習

豫習復習が教授上必要な地位を占むるとは、既に教授篇に於て述べた所であるが、こは常に教授上必要なばかりでなく訓練上にも亦實に重要な事柄である。今日小學校教育の通弊は兒童をして既授の知識技能を應用工夫せしむることを開却し、唯教師のみが活動し且つ餘りに親切に過ぎたる軟教育を施して居ることである。此の如き状態であるから、兒童は唯教師の指導によりてのみ勉學することを知つて、自ら進んで學習修養をなすことが出來ないのである。さなきだに本邦人の缺點は一般に依頼心多く、獨立自營の精神に乏しいのであつて、斯くの如き過つた教育法を施して居ることは實に寒心の至りである。宜しく兒童をして十分に活動せしめ、自學自習の習慣を養成し、獨立自營の精神を助長することに努めなくてはならぬのである。自學自習の習慣を養成するには、復習を確實に履行せしむることが最良の方法である。斯くすれば又一方に奮勵努力の習慣を附與す

ることも學習上の趣味を養成することも出来て、成長の後は決して他人に依頼せず、獨立自營の生活を営むに至るのである。斯くの如く豫習復習は訓育上大切なる事柄であるから、教授篇に述べた方法に準據して十分に之を督勵する様にせねばならぬのである。

課業以外の學習

二 課業以外の學習

學習事項について復習豫習をなすことの訓練上必要なることは前述の通りであるが、常に課業についてののみならず、其れ以外に於ても大に自發的に學習修養する所の習慣を養成することが必要である。食物の人生に必要なが如く、讀書は一生涯を通じて一日も廢すべからざるものである。されば小學校在學時代よりして、正課以外に讀書の趣味を養ふ方法を講ずることが大切である。斯くて卒業後も引續き讀書修養する良習慣をつけて置かねばならぬのである。常に讀書のみならず其の他の事項についても卒業後猶引續いて修養を怠らぬ様にせねばならぬのである。余輩壯丁の學力を調査して一層卒業後修養の大切なることを感じたる事がある。多くの壯丁は學校を卒業しても卒業相當の學力を保有して居るも

人格の修養

のは少いのである。甚だしきに至りては高等小學校卒業生にして尋常二三學年程度位の學力しかない者もあるが、此等は皆卒業後毫も修養をしなかつた結果なのである。斯くの如き有様では學校教育も甚だ其の効果が少いこととなるのであるから、小學校に於ても本學年の程度にあつては或は兒童圖書館、兒童博物館を利用し、讀書研究の方法を指導し、或は新聞の讀方を授け、或は家庭に於ける自學の方法を指導する等の事によつて、兒童をして正課以外に自ら進んで學習する習慣を養成し、常に學習の大切なることを知らしめておかねばならぬのである。

三 人格の修養

一方學習方面に於て自學自習の習慣を養成し、獨立自營の準備をなさしむると同時に、又各自の品性を陶冶し、人格を修養せしむることが必要である。本學年の程度にあつて最も注意すべきことは、兒童に運動を獎勵することである。即ち一定規律の下に庭球、フットボール若しくは擊劍、水泳等の運動をなさしむるのである。こは身體の鍛鍊上必要なるのみならず、實に精神修養の上に偉大なる効果あるものである。其の他儀式、會合、旅行等の機會に於ても精神の陶冶に注意し、讀書の中

にも偉人の傳記、逸話等を讀みしめ、また名士の講演談話を聞かして、精神の修養に資せしめ、以て人格修養の基礎を作り上げねばならぬのである。

第二十三章 家庭

家庭生活

一 家庭生活

兒童を完全に教養せんとするには、決して學校教育のみを以て満足することは出來ないのである。蓋し兒童一日中の生活は學校に於てなすのみでなく、其の大部分は實に家庭に於てなすものであるからである。それ故に學校生活をして有効ならしめんとするには、教師は先づ兒童の家庭生活に關する状態を知ることが極めて肝要なのである。

然るに兒童の家庭生活の状態は實に千趣萬様である。家族の異なるは勿論、職業の異同、富の程度、教育の程度等によつて、兒童の受くる影響感化は決して一樣でないのである。斯く同一状態ならぬ家庭に向つて、學校より畫一の要求をなすことの不當なるは云ふまでもなく、又縦令之を要求しても實行の出來ないのは當然の

ことである。さればと言つて學校は決して家庭生活自然の状態に放任して置くことは出來ないのであつて、各兒童の家庭には長所もあれば又短所もあるのであるから、教師は常に家庭生活の状態に注意し、家庭と連絡協議して其の長所を助長し、短所を矯正し、以て學校教育の効果を完からしむる様に努めねばならぬのである。

二 家庭に於ける訓練

今日の父兄母姉が兒童を一旦小學校に入れた以上は、其の教育の責任は全然之を學校に負はしめ、兒童の學力品性が良くなるも悪しくなるも全然學校の責任となし、家庭は何等の責任を分たない様に思つて居るのは大なる誤である。兒童の訓練は家庭生活の如何によつて左右せらるゝことが多いといふことは前項に述べた通りの次第であるから、家庭に於ても其の生活状態に應じ、學校と協力して兒童訓練の方針を定むることは大切なることである。斯くて學校と家庭と一致の歩調を取り、同等の責任を負ひ訓練を施したならば必ず良好なる結果を見ることが出来るのである。今家庭訓練上最も必要と認むる事項を次に述べよう。

家庭に於ける訓練

第一は獨立自治の精神を養成することである。從來の家庭は餘りに保護主義に偏し、兒童自身に爲し得ることまでにも之を保護干渉して下女下男等になさしむるといふ有様である。かくては將來競争の劇甚なる活社會に立つて活動することが出来なくなり、いつまでも他人に依頼して事をなさんとする卑屈なる人間となるであらうと思ふのである。學校に於て如何に獨立自治の精神を鼓吹しても、家庭に於て斯くの如き有様であつては、何等の効果もないのである。殊に本學年の如き相當の年齢に達して居る兒童にありては、成るべく家庭に於て自己の責任に屬することは自己にて處理せしめ、決して他人の手を借らざる様の習慣をつけ、且つ洒掃應對其の他相當なる家事の手傳をなさしめ、獨立事を行ふの活人間を養成する様にせねばならぬのである。

第二は個性的訓練をなすことである。學校は多くの兒童を同時に教育するのであるから、各個人に適應したる訓練を施すには不十分である。然るに家庭に於ては其の點に關して十分適切なる訓練を施すことが出来るのである。即ち兒童の長所短所及び身體の狀況等を考察し、其の長所の養成と短所の矯正とに

盡力することが出来るのである。是れ家庭生活に於て保護者の最も注意を要する點なのである。

第三は規律的生活をなさしむることである。たとひ學校が規律的に學習をさせても、家庭に於て不規律なる爲め其の良習慣を養成することの出来ないことが多いのである。故に家庭に於て最も此の點に注意し、秩序あり規律ある生活を營ましむる様にせねばならぬのである。今規律の習慣養成上極めて必要なる事項を次に述べよう。

- (1) 就寝起床の時刻を一定すること。
- (2) 豫習復習の時間割を定め確實に之を勵行すること。
- (3) 食事の時刻及び分量を一定すること。
- (4) 兒童の家庭に於てなすべき作業を定め置くこと。
- (5) 登校の時刻を一定すること。

三 學校と家庭との連絡

學校と家庭とが互に氣脈を通じ、一致協力することの必要なることは、前既に述べ

家庭訪問

た通りであるが、今左に學校と家庭との連絡方法について述べて見よう。

(1) 家庭訪問 兒童の家庭を訪問し、其の家庭に於ける家族の狀況、兒童の學習狀態、并に起居動作等の模様を實地に目撃し、一方父兄と親しく懇談し、兒童の學校に於ける長所短所を告げて家庭の注意を促し、兒童の家庭に於ける長所短所を聞き取りて學校訓育の資料とするのである。此の方法は連絡上最も必要なるものであるから、毎年少くも一回位は必ず之を實行せねばならぬのである。

保護者會

(2) 保護者會 兒童の保護者(父兄母姉)を招集し、教育上の意見を交換するのである。是には學級別に行ふ場合と學年別に行ふ場合とあるが、何れも學校長及び擔任教師より保護者への注意事項を話し、又保護者より兒童教養上に關して種々希望意見を提出し、或は疑惑を質し、教育上の打合をなすのである。此の方法も連絡上非常に有効なるものであるから、毎年一回位は必ず之を開くこととし、且つ開會の節は實地の授業を參觀せしめ、若くは展覽會、學藝會、運動會等を催して成るべく多數保護者の出席する様に仕向くことが肝要である。

保護者參觀

(3) 保護者參觀 毎日全校を通じて二三人づゝ保護者の參觀を要求し、兒童の授

保護者の招待

業を參觀せしめ、且つ各個人につきて適切なる打合をなすのである。前項保護者會は一般兒童に亘ることが多く、個人的に意見を聞き取り注意を與ふることが不十分であるから、毎年一二回は必ず此の方法により保護者の參觀を勵行する様にするがよいのである。其の方法は參觀札を作り、保護者へ日々順次に回送し、若し差支ある場合には之を届出せしめ、後日に廻す様にすればよいのである。

通信雜誌

(4) 保護者の招待 儀式、運動會、學藝會、博覽會等には保護者に案内狀を發し、多數の參列を求むる様にし、成るべく保護者をして參校の機會を多からしめ、教育の情況を紹介することに努めねばならぬのである。

(5) 通信雜誌 毎學期一回位學庭への通信雜誌を發行し、學校職員の動靜、學級組織、施設事項及び教授訓育上の意見、學習上の心得等家庭の參考資料となるべき事項を成るべく卑近に、趣味ある様に編纂し、之を保護者に頒つのである。是れ亦連絡上頗る有効なる方法の一つである。

第二十四章 學校及家庭以外

學校及家庭以外
の生活

一 學校及家庭以外の生活

兒童は決して學校及び家庭の生活をなすのみでなく、其れ以外に社會的生活を營むものである。従つて其の社會的生活より受くる影響感化は頗る大なるものであるから、教師はよく社會生活の真相を調査し、以て訓育の資料となし、學校及び家庭の教育を水泡に歸せしめぬ様に注意せねばならぬのである。今社會生活より受くる影響感化の著しきものを次に述べて見よう。

第一は自然の感化である。これは其の居住する土地の状態により各人の人情氣風に影響を及ぼすことである。田舎の人は悠長質樸なれども、都會の人は敏捷浮薄なるが如く、海邊に住む人は氣宇宏大なるも、山間に住する人は思想狹小にして進取の氣象に乏しきが如きは、周圍の狀況が自然に影響を及ぼす結果なのである。此の點から考へても周圍の狀況が兒童訓育の上に關係あることは明かなる事である。

第二は交友の感化である。是れ最も注意を要することであつて、交友の爲に一身を誤る者は世に決して尠くないのである。殊に現時不良少年の徘徊するもの多く、順良無垢の兒童に種々の悪感化を及ぼす實例は日々新聞紙上に見る所であつて、實に寒心すべき至りであるから、教師も保護者も十分の注意を以て交友の選擇に注意し禍を未然に防ぐことが肝要である。

第三は興行物より受くる感化である。現今最も興行界に隆盛を極めつゝある活動寫眞を始めとして演劇其の他の興行は多く兒童教育上に有害なるものである。否一方に大に利する點もあるけれども、惜しいことには必ず弊害が伴つて居るのであるから、大に改良を加へぬ限りは兒童教養上之を避くる様にせねばならぬのである。

第四は印刷物出版物より受くる感化である。すべての圖書、新聞、雜誌、繪畫、繪葉書等は其の選擇を嚴重にせねば悪影響を受くることが多いのである。新聞紙の如きも如何なる點を讀ましむべきかを研究し、雜誌及び教科書以外の圖書も本學年程度では如何なる者を讀ましむべきかに關して調査研究することが必

要である。

第五は俗語及び流行歌より受くる感化である。俗語若くは流行歌には随分不倫なる點があつて、社會の風教に害毒を及ぼし、軟弱なる兒童の頭に一種面白からぬ印象を與ふることは頗る注意を要するのである。それ故に此等俗語及び流行歌等については十分吟味をなし、訓育上弊害あるものは警察其の他と協力して之を禁止することが肝要である。

二 學校及家庭以外の修養

前項に述べたる如く、兒童が社會生活より受くる影響感化は眞に恐るべきものであるから、學校及び家庭に於ては、兒童を感化するに與つて力ある社會上の重なる事物に注意を拂ひ、之に向つて相當の考慮を費すことが必要である。常に惡感化を豫防するに止めず、更に進んで相當の修養機關を設け、以て學校教育と家庭教育との歩調を揃へて兒童教養の任務を完うする様に努力せねばならぬのである。今修養上必要な事項を次に述べよう。

第一は簡易圖書館を設置することである。一學校區域内に簡易なる圖書館を

學校及家庭以外の修養

設け、青年教育の機關となすと同時に、本學年兒童などに讀み得る程度の圖書雜誌につきて有益なるものを選択して之を讀ましむるのである。或は巡回文庫の組織として家庭にあつて隨意借覽せしむる様にするのもよいのである。但し其の圖書雜誌繪畫等の選擇に關しては學校教師自ら之を擔任し、十分其の選擇を嚴重にせねばならぬのである。

第二は通俗講演會を開くことである。是は學術上の理論などの六ヶ敷き演說會ではなくて、極めて通俗にして何人にも了解が出來、然も有益にして趣味ある講話會なのである。其の講師には學校教師が進んで之に當るのも宜しく、或は教育的講談などをこれに交ふるもよいのである。斯くて知らず／＼の間に兒童を教化し、社會的新思想を附與して、以て其の精神の修養に資する様にするのである。

第三は幻燈會、活動寫眞會などを催すことである。教育上有益なる畫板、フィルムを選択し、時々幻燈會、活動寫眞會を開催し、娛樂の中に兒童を教化するのである。是は經費の都合上數箇町村組合にて順次開催するか、或は一部の教育會な

どの事業として順次に開催し、學校教師其の説明の勞を取る様にすれば、決して多額の費用を要せず極めて簡便に開くことが出来るのである。

第四は同窓會等を組織することである。卒業生を中心として一町村内に同窓會、青年會又は處女會を組織し、相互の交誼を温め、其の町村の風義習慣を改良し舊來の惡弊を一洗することに努めしめ、俗語流行歌等苟も社會の風教に害あるものは之を禁止する等のことをなさしむるのである。而して學校教員は進んで此等の會の顧問となり相談役となり、以て一町村の風儀を改良する様に努力すれば、自然に學校教育、家庭教育の効果を完うすることが出来るのである。

第二十五章 習慣

習慣

一 習慣

上來章を重ねて各種の訓練事項を縷述して來たが、此等の訓練事項は、總べて善良なる習慣を待つて始めて満足なる實施を見ることが出来るのであるから、善良なる習慣を養成することが、實に訓練上の根本要義なのである。如何に立派なる訓

練要項を設定しても、兒童が知らず識らずの間に之を實行するといふ點にまで反覆練習を積まなければ何等の効果もないのである。それ故に一旦規定し一旦命令したる訓練事項は飽くまでも之を實行せしめ、決して根氣負けをせぬやう中途に挫折することのないやうに、全校職員一致協同して之を一種の習慣に築き上げるまでに努力せねばならぬのである。今訓練上特に養成すべき主要なる善良の習慣につきて左に述べて見よう。

清潔

二 清潔

清潔を尙ぶ習慣は邦人の美風であるから、どこまでも之を助長せしめなければならぬのである。實に清潔は自己の身體を養護する上からも、公衆衛生を重んずる上からも、社會の禮法上からも、將又自己の心情を高潔にする上からもまことに大切なるものである。嚮に兒童當番とか、身體衣服の清潔とか、學用品の清潔整頓とか、彼此微細の點にまで立入つて論及したのも、全く此の良習慣を養成せんとする趣旨に外ならぬのであつて、學校に於ては飽くまで其の精神を貫徹する様に努力せねばならぬのである。

整頓

三 整頓

整頓といふことと事務の進捗といふこととは互に不離の關係があるのである。それ故にこの整頓の習慣を養成するといふことは、學校の教育事務を進捗せしむる上からも、一家の事務を處理する上からも、また一國の公務を取扱ふ上からも、誠に大切なことであるから、兒童机中の整頓とか、學用品の整頓とか、運動用具、傘、下駄の整頓とか、兒童圖書館の整頓とか、彼此嚮に詳しく其の檢閲法や勵行法に就て論述したのも、全く此の良習慣を養成せんとする趣旨に外ならぬのであつて、教師諸君は他くまでも其の徹底を期せなければならぬのである。

規律

四 規律

姿勢、整頓、集合、解散等に就いて規律正しき習慣を得しむることの必要なることは前既に述べた通りであるが、此等の良習慣は常に學校内に於て必要なるのみならず、將來の活社會に處してもまた大いに必要なのである。蓋し社會萬般の組織は甚だ複雑であつて、殊に世の中が文明に赴くに從つて其の組織が益々複雑になるのであるから、萬事規律に從つて之を維持し處理しなければ、逆も満足なる進歩發達

時間

を望むことは出来ないからである。然るに從來の日本人は甚だ不規律の惡習を馴致し來つたのであるから、將來は大に之が改善に努力せねばならぬのである。

五 時間

時間を守らぬといふことも、前の不規律の惡習と共に邦人の一大缺である。集會等の場合に一時間二時間の掛値は殆ど通例であつて、一時間乃至三十分位の遅刻は誰しも怪まないので常となつて居るのである。斯くては生存競争の激烈なる活社會に處して、逆も優勝者の位置に立つことは六ヶ敷いのであるから、是非とも此の惡習を打破する覺悟がなくてはならぬのである。豫習、復習、寢起等の時刻を一定せしめ、集合解散の時間を嚴守せしめ、遅刻早退を戒むる等は、皆此の習慣養成の上に大切なことであるから注意せねばならぬのである。

六 質素

華奢淫靡の惡風が一身一家を蠱毒し、國家の衰亡を招致する事實は、少しく史蹟に通ずるものゝ等しく了知する所である。さればにや明治天皇陛下は夙にこゝに宸襟を惱まし給ひ、質素儉約を以て濟世治國の國是とし給ひ、曩には軍人勅諭を下

質素

し賜ひて軍人に質素を旨とすべきことを諭させ給ひ、近くは戊申詔書を下し賜ひて一般國民に、去華就實の義を誨へ給うたのである。質素儉約の重んずべきことは大抵之を以ても推知することが出来るのであるが、世の太平無事に慣れて物質的文明に眩惑せらるゝ結果、動もすれば華美驕奢の惡風に陥り易いのであるから、深く相戒め相勵まして、質素堅實の氣風を養成せねばならぬのである。服裝の華美を戒め、學用品の利用節約を勸むる等は、皆此の習慣を養成する上に最も大切な教訓なのである。

忍耐

七 忍耐

忍耐は成功の秘訣である。生存競争の激烈なる活社會に處して、最後の勝利を占むるは堅忍持久克く事に堪ふるにあるのである。然るに邦人一般の氣風は事に當りて熱し易く冷め易き、謂はば長持のしない缺點があるのであるから、今後は大に力を此の點に用ひ、堅忍不拔飽くまでも事を成し遂ぐるといふ美風を養成せねばならぬのである。豫習、復習を規律正しく遂行せしめ、掃除其の他の當番任務を眞面目に行はしめ、遠足、運動、修學旅行等に際して困苦缺乏に耐へしむるは、皆此の

獨立

八 獨立

氣風養成の趣旨に外ならぬのである。

獨立自治の精神を涵養するといふことは、小は一身一家の存立上より、大は國家の經濟上に至るまで誠に必要なることである。然るに従來多くの小學校に於て實施して來た教育法は、保護干渉が餘りに多きに過ぎ、其の結果兒童の依頼心を増長せしめ、教育上甚だ面白からざる現象を呈したのである。近來に至り大に此の迷夢を覺醒し、自學輔導主義の盛に唱道せらるゝ様になつたのは誠に喜ぶべき現象である。故に各學校に於ては、克く此の趨勢に鑑み、盛んに兒童の自學を獎勵すると同時に、家庭に於ても自己の用便は決して他人に任せず、自分にて辨ぜしむるやうの習慣をつけておくことが最も大切である。

九 攝生

身體の健康なるは最後の勝利者たる要件である。如何程豊富なる學識を有し、如何程圓滿なる徳性を具備して居ても、身體が薄弱であつたならば、決して世を益し人を利することは出来ないのである。それ故に將來の活世界に處して、克く自己

攝生

の本分を盡し、更に進んで大に世を益し、國を利せんと思つたならば、是非とも自己の身體を健全にし、克く其の活動に堪ふるだけの意氣がなくてはならぬ。而して身體の健全を計らんには、是非とも此の攝生の習慣を養成せねばならぬのである。深呼吸、冷水浴、冷水摩擦、早起等の習慣を附け、過食、間食、其他飲料水等に注意せしめ、運動を奨勵し、姿勢を正さしむる等は、皆此の趣旨に基く訓練要項であるから、注意して其の實績を擧ぐる様に心掛けねばならぬのである。

禮儀

十 禮儀

社交上禮儀の大切なることは今更申すまでもないことである。文明國民が一般に禮儀作法を重んじ、之が修養に尠からぬ苦心をするのは、誠に故あることである。我が國は古來封建制度の下にあつて國民上下の階級が非常に嚴格であつた結果、禮儀作法なども頗る嚴格に行はれて居たが、明治維新の改革と共に、此等の禮法も全然破壊せられ、國民一般に著しく不作法に流れて來たのであるが、近來に至り國民禮法の制定とか、作法の調査とかいふ呼聲が非常に高くなつて來たのは、固より當然のことであつて、最近文部省が作法要項を調査し、遍く一般に之を指示したの

公共

十一 公共

は、頗る時宜に適した處置といはねばならぬ。それ故に各小學校に於ては、此の禮儀作法の訓練といふことに最も重きを置かねばならぬのである。禮儀作法の訓練上最も注意を拂はねばならぬのは、兒童の言葉遣なり坐作進退なりであるが、此等の動作は何れも實習を要し、熟練を要することであるから、修身科と聯絡して絶えず實習の機會を與へることが最も肝要である。

我が邦人が公共心に乏しく、公共の爲に盡すとか公共物を大切にすると云ふ徳の著しく缺乏して居るのは事實である。近來漸く公德心養成の問題が八釜しくなつて來たのは寔に當然のことである。それ故に今後は大に此の公共心養成に就て力を盡さねばならぬのであるが、之が手段としては先づ學校の机腰掛等を大切に取扱はしむると、神社、佛閣、道路、橋梁、其他公共物を大切にすると、他人の作業及び運動の妨害をなさぬと等を勵行するなどが大切であると信ずるのである。

第二十六章 勅語と訓練

一 教育勅語と訓練

訓練の大本は教育勅語にあるのである。それ故に一切の修身教授は勿論總べての教授を此の中心點に總合統一せしめ、以て其の御趣旨を貫徹する様に努めねばならぬのである。即ち修身教授の各徳目を勅語中の或語句に連結して道德の實踐指導をなし、勅語の全文を暗誦暗寫せしめて日常行爲の規矩準繩たらしむべしとは、嚮に修身教授を論ずる際に述べた所であるが、併しながら勅語の御趣旨は深遠高尚であつて、語句や全文の暗誦だけでは逆も十分に其の御趣旨のある所を體得せしむることが出來ないのであるから、更に左の實踐躬行上の方案を立て、之が必要であると思ふのである。即ち勅語の内容を毎一年繰返す様に配當し、毎實施すること朝々會の際全校職員並に兒童一同宮城の方位に向つて最敬禮をなし、聖壽の萬歳を奉祝したる後、校長よりして右の配當表に基きたる勅語中に於ける實踐躬行上の談話をするのである。而して下校の際には各教室に於て兒童各自の行爲に就きて反省批判せしめ、善良なる行爲は之を各學級備付の積善録に記入し、毎月末には更に其の中より優秀なる者を拔擢して、之を學校全體の積善録

に記入し、學校長より之を表彰する様にするのである。

二 戊申詔書と訓練

本詔書は明治天皇陛下が時勢の推移と國民の傾向とに深く軫念あらせられて下賜せられたものであるから、國民一般に之を服膺體得すべきは勿論であるけれども、國民教育の大本を確立すべき小學校に於ては、一層深く御趣旨のある所を奉戴して、實踐躬行上の指導をなさねばならぬのである。今本詔書の實施方案につき

(イ) 修身教授の際其の徳目に關聯せる本詔書の或語句を授け、斯くして全語句に及ぼすこと。

(ロ) 修身教授中本詔書と最も關係深き事項を授くる際、宜シク上下心ヲ一ニシ忠實業ニ服シ勤儉産ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲナシ華ヲ去リ實ニ就キ荒怠相賊メ自彊息マサルヘシとは本詔書中の最も大切なる部分であるから、此等との部分關聯せる徳目教授の際、特に修身教授時間中より時間を割きて之が教授に充つること。

(ハ) 本詔書御下附月日の前後に於て、修身教授時間中より時間を割きて之が教授に充つること。

右の外本詔書中に含める主要徳目を教育勅語の徳目に連結せしめて、之を教育勅語の配當表中に列記し、毎朝々會の際校長より實踐躬行上の談話をなすこと等は教育勅語と同様に取扱ふのである。

第二十七章 日本人

日本國民の特質

一 日本國民の特質

皇統連綿として萬世動きなき帝室を戴き、君臣和樂上下一致克く國運の隆昌を圖り、建國二千五百有餘年の久しき、其の間未だ嘗て外國の侮を受けたることなきは是れ我が國體の精華であつて又其の世界萬國に冠絶する所である。今や我が國は國光四海に普く、國威海外に輝き、世界各國民をして驚歎措く能はざらしむるの盛運に到達したのである。斯の如き金甌無缺の國體を有し、斯の如き幸福を享有せる國民が、世界何れの國にあるてあらうか、吾等は斯の如き世界各國民に誇るべ

き長所美點を有し、世界各國民の企及し能はざる殊質特長を持つて居るのである。而して此の長所美點は益、之を發揮せしめ、殊質特長は愈、之を助長せしむることは國民一般の奮勵努力に待たなければならぬのであるから、國民教育の源泉たる小學校に於ては特に其の責務が重いのである。それ故に吾人教育者は滿腔の熱誠をこめて此の責務を盡し、以て二千五百有餘年間連綿として傳へられたる此の美しき國體を擁護し、尙ほ進んで益、之を發展せしむるやうに心掛けなければならぬのである。

以上我が國民の特質と我等教育者の責務とに就て述べたのであるが、然らば如何にして此の特質を發揮せしむべきかといふに、由來は決して一朝一夕に出発にもつてなく、建國二千五百有餘年の久しきに於て、漸次に築き上げられたる純美なる國民性であつて、到底他國人には了解し企及し難いところなのである。併しながら我等大和民族の血液を受け續いて居る人間に對しては、此の國民性の由來を分折し、之を歴代天皇の御聖徳に照し、之を我等祖先の功勞に鑑み、諄々として訓育を施し獎勵を加へたならば、釋然として之を領解せしむることが出来るであらうと

思ふのである。而して此の特質は嚮に修身教授の場合に於て詳述したる敬神崇祖、忠君愛國、孝道、廉潔、質朴、清潔、秩序、共同一致等の精神が凝結して一團の大和魂となつて發揮せられたものであるから、以上各種の徳性を涵養するに就ては、待て一層の努力を用ひ、我が國民性の特質の發揮、大和魂の養成といふ大々の覺悟を以て之に當らなければならぬのである。

國民的修練

二 國民的修練

前述の如く我が國民性の長所美點は益之を助長せしめ、短所缺點は漸く之を改良する策を講ずることが國民的修練の第一着に務むべきことであるから、左に之に關する吾人の考を述べて見よう。

(1) 祝祭日及國民記念日 三大節、明治天皇祭、陸海軍記念日、元寇記念日等の國家重要な事件に對し、莊嚴なる儀式を舉行して、歷代天皇の御聖徳、我等祖先の忠勤義舉等に就きて十分に知らしめたならば、大に感慨を深からしめ、確固不拔の國民的信念を附與することが出来るのである。

(2) 詔勅集 詔勅は我が國體を了解せしめ、我が國情を知悉せしむる上に是非と

祝祭日及
國民記念
日

詔勅集

國民教育
資料

大國民

三 大國民

も知らせて置かなければならぬことであるから、之を一小冊子として兒童に携へしむべきは嚮に修身教授の場合に於て述べた通りである。

(3) 國民教育資料 我が國民性の長所美點又は短所缺點に關し、教科書以外に之を知らしめ置かねばならぬこと、國民的修練に裨益すべきことが澤山あるから、此等は詳細に調査し、適當の時期、方法を以て之を授くる様に致したいのである。即ち屋内體操場の利用、學校新聞の揭示等は此等のことを知らしむるに最も適したる方法であると信ずるのである。

開國五十有餘年間我が帝國の文物制度は駭々として長足の進歩をなし、今や世界強國の伍班に列し、東洋盟主の強國として世界各國の間に重きを置かるゝ様になつた。斯くの如く我が國光の四海に輝き、我が國威の海外に及ぶにつれて、世界各國の注目も一層深甚を加へ來り、我が國民の一言一行は直に世界各國の津々浦々にまで響き渡り、我が國家の一舉一動は直に世界各國の耳目を聳動する様になつて來たのである。それ故に我が國民は今後大に自重して、決して大國民の面目を

毀損せぬやう、能く世界各國の文明と惠澤を共にし、其の福祉を享受するの覺悟がなくてはならぬのである。

抑、我が國民性の缺點たる島國的根性、孤立的精神は古來我が國鎖國の結果、地理的事情の結果として幾分寛恕すべき點があるとしても、今後は斷然此等の偏狹なる性情を矯め、雄大なる思想、寛厚なる度量、活動の精神、進取の氣象を以て世界各國民の間に伍し、國權國威の發揚に關しても、常に機先を制して世界の活舞臺に雄飛するやうに、且つ國民相互の交際に於ては、常に親切慈愛を旨として國際間の關係を圓滿ならしむるやうに心掛くることは、是れ我等大國民たるもの、將に心がくべき義務である。其の他堅忍持久の精神を養ひ、公德心を養成する等皆大國民としての心得であるけれども、其の詳細は修身教授の場合に於て述べたから茲には之を略することにして置く。

尋常小學校管理教授及訓練の實際 第五學年終

大正二年三月二十日印刷
大正二年三月廿六日發行

尋常小學校管理教授及訓練の實際 第五學年

定價金壹圓八拾錢

著者 山松 鶴吉
發行者 株式會社 同文館
右代表者 森山 章之丞
印刷者 飯田 三千太郎
印刷所 株式會社 秀英舎工場

發行所 大賣捌所
東京牛込 同文館支店
東京神田 東京堂
大阪北區 同文館
朝鮮京城 日韓書房

日本大學教育學講師
東洋大學教育學講師

文學士 田中義能先生著

新刊

家庭教育學

洋裝全一册
定價約壹圓五拾錢
紙數約五百頁

學校の教育は今日教育學として盛に研究せらるゝのであります。従つて學校の教育は昔に比べて見ますと非常な進歩をして居るのであります。然るに學校教育よりは更に多く教育的研究と教育的技倆とを要しまする家庭の教育が、殆んど研究せられないのは實に現代の一大缺陷と云はなくてはなりません。教育學の泰斗として斯界の重鎮であります田中先生深く之れを慨せられ、多年の研究により本書を著はされました。實に本書は家庭教育の福音であります。昔から愛兒は無上の寶としてあります。まことに愛兒が一朝重き病氣に陥るやうな事でもありません。昔からものなら、幾百萬の富も、親の憂を慰むるに足らないのであります。愛兒が一朝墮落青年男女の群に投ずるやうな事でもありません。親の憂を慰むるに足らないのであります。親の悲を慰むるに足らないのであります。かゝる悲を去りかゝる憂を斥やうとの遠く慮からるゝの賢父賢母は、先づ須べからく家庭に於ける兒女教養の道を研究せられなくてはなりません。本書はかゝる必要に應ぜんが爲めに出たのであります。愛兒の教育に苦心研究せらるゝ賢父賢母、又是れより賢父賢母たられんとせらるゝ諸兄弟は速に本書を座右に備へられなくてはなりません。

東京神田 同文館 表神保町

最新版發賣

文部省親學官 小西重直先生校閱
前群馬縣師範學校 附屬小學校主事 下平末藏先生著

教授訓練の革新

紙數三百頁
定價金八拾錢
郵税金八錢

著者は二十餘年間常に**熱誠と精勵**と研究的態度とを以て斯道に貢献せる人なり、今その經驗と研究との萃を抜き精を集めて本編を成せりその着眼と考案との**卓絶斬新**にしてしかも實地に適すること全編熱烈なる忠愛の精神に**憂世濟時の熱涙**とを以て満たされ讀者をして奮起せしむる**感應**力を有すること現代教育書中多く其の類を見ず教育者が**通讀一過**に止むるに忍びず**再讀三讀**して益々多く**實益と興味**とを加ふるものは**實に本書**たり文章亦輕健流麗朗に誦すべし諸君は座右に一本を備へて**教育革新の原動力**とせらるべし

東京神田 同文館 表神保町

東京高等師範學校講師

山松鶴吉先生著

五版 模範的小學校經營の實際

クロス製全一冊
定價金壹圓八拾錢
郵税金拾六錢

机上の空論
にあらず著
者の經驗を
悉く傾倒し
たる大文字

著者は教育界に噴々の名ある士にして、常に之が改良進歩を發促せらるゝ熱誠家なり、本書出づるや大阪毎日新聞はこれを評して
本書は著者が過去殆んど十年間小學校長、師範學校附屬小學校主事として自ら實驗見聞したる結果に基きて立案せる我邦現時の狀態に於て直に實施し得べき小學校經營に關する方案を網羅せるものにして實驗家が多年研究の結果によりて公にせる意見の如何ばかり教育當事者が啓發するところ多かるべきかは敢て喋々を要せず、廣く本書を推薦す、……今や五版成れり直に一本を備へ給ふべし

東京神田 同文館 表神保町 振替東京第一三五

東京高等師範學校講師 山松鶴吉先生著

三 現小學校の缺點及改良方法

クロース製全一冊
定價金壹圓八拾錢
郵税金拾六錢

眞面目に研究すべき大問題にして之が

「改善發展を圖るは焦眉の急務なり」

容内の書本

小學校教育方針——校地——校舍建築の設計——採光窓——換氣——黑板——机屨掛及其使用——教具の製作——見當違の設備——圖書の利用——兒童圖書館——圖書教具の周知——學校揭示場——學校新聞——運動及其用具——各科教授要義——兒童思想界の知悉——動作的學習兒童用語帳簿——教室以外の教育——兒童實力の養成——兒童實力の検査——兒童實力競争——兒童成績の考査——訓練綱領の設定——兒童の思想——兒童の獨立自營——兒童の勤儉——地方良族の利用——式日の利用——小學校と卒業生——補習教育——家庭との連連——小學校と社會教育——教員の組織——教師の體力——教師の精神の修養——校長教育の了簡——校長及教員の意見——教師の學識教師の諸制思想——小學校教員講習會——本科正教員の任務——校長及教員の任免——校長及教員の俸給——意志の疎通——事業及校規の勵行——教育法令の度外視——時間と期限——教育上の調査と其利用——研究改良の中心國定教科書に對する意見——不言の説明——必要書類——の經費豫算調製及其使用法——教育改良會議——校長教員の學事視察——優良事項の普及

東京 神田 同文館 振替東京一三五

東京高等師範學校講師 山松鶴吉先生著

三 小學校各科教授の進歩

クロース製全一冊
定價金壹圓八拾錢
郵税金拾六錢

本書は小學校教育の全般に關し精細の批評を加へ指導を與へ以て當事者の覺醒を促し努力すべき要項を指摘せられたる良書也

著者が多年實地の觀察經驗と精深なる新研究とに基づき、小學校に於ける、各科の教授に關して、一々事實に就て之を縦横より批評し、更に現今の時勢に於て直に實施し得べき最も進歩せる各科教授の主義方法を極めて、實際的事實的に詳述せられたるものにして、是等教授法に關する著書は汗牛充棟も管ならざる有様なれども、其多くは各科教授の通論に過ぎず、概括論に外ならざるものにして、教師に對して對しては、其裨益する所極めて微々たるものにして、教師に對して甚だ親切ならざるもの多數なり、然るに、本書は各科教授の實際部面に關し、一々實際的なる指導を極めて詳細に與へられたるものなれば、小學校教師諸君は、本書に依りて、自家の足らざる所を發見し所謂新傾向に適應せる最も進歩せる各科教授の實際的主義方法を領解し、其實施上に於いて、多大の利益を獲得する事を得るや火を賄るよりも明らかなり。されば今日苟も小學校教師の任にある人及び將に其任に就かんとする人は、必ず本書の指導を受くるを要す。

東京 神田 同文館 振替座口一三五番

文學博士 中島力造先生新著

再版

歐米各國
小學校

修身教授の實際

布裝釘全一冊
定價金八拾錢
郵税金八錢

世界に於ける修身教授の大勢を窺知すべき書！

本書が博士が昨年歐米各國學術視察の際、詳しく各國の小學教育の狀況特に其の修身教授に關する諸種の事項を視察せられ之に關する博士の感想を簡明平易に叙述せられたるものなり泰西先進諸國に於ける件表的小學校を實地參觀し其教育家に就きて直接に意見を交換し其眞體大勢を捕へ來りて之を我邦初等教育の爲めに講述せらる、彼れの採るべき所と、捨つ可き處とを根據ある學理上より一々指摘して餘す所なし世の修身科に關係ある人士にして世界に於ける修身教授の大勢如何、我邦の修身教授は泰西諸君のそれに比して如何なる位置にあるかを知らんと欲するものは本書を一讀せざるべからず、行文平易、説明懇切、論理明瞭、直接歐米小學を視察するが如き感あり乞ふ一本を机上に備へよ

(六)

振東一三五

同文館

東京神田

272

22

終

